

令和7年11月定例会

環境農林水産常任委員会会議録

令和7年12月4日～5日

場 所 第4委員会室

令和7年12月4日(木曜日)

委員 野崎幸士
委員 井本英雄
委員 前屋敷恵美

午前9時58分開会

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)
- 議案第6号 宮崎県森林環境税基金条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第22号 令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)
- 議案第23号 令和7年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長 長倉佐知子
 環境森林部次長(総括) 塩田康一
 環境森林部次長(技術担当) 右田憲史郎
 環境森林課長 川越勉
 再造林推進室長 鳥原賢治
 環境管理課長 黒木誠
 循環社会推進課長 長友和也
 自然環境課長 太田原潤一
 森林経営課長 宮川美品
 山村・木材振興課長 笹山寿樹
 みやざきスギ活用推進室長 川本芳光
 林業技術センター所長 松永雅春
 木材利用技術センター所長 川畑昭一

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- その他報告事項
 - ・第四次宮崎県環境基本計画(改定計画)の素案について
 - ・第八次宮崎県農業・農村振興長期計画(後期計画)の素案について
 - ・第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画(後期計画)の素案について
 - ・県内の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの発生状況及び防疫措置について

農政水産部

農政水産部長 児玉憲明
 農政水産部次長(総括) 原田大志
 県参事兼農政水産部次長(技術担当) 柳田敬
 畜産局長 林田宏昭
 農村振興局長 戸高久吉
 水産局長 西府稔也
 農政企画課長 梶原正太郎
 団体指導検査課長 田村真一

出席委員(7人)

委員 長 川添博
 副委員 長 下沖篤史
 委員 山下博三
 委員 二見康之

農業流通ブランド課長	押川裕文
農業普及技術課長	吉野史男
農産園芸課長	白石浩司
畜産振興課長	鴨田和広
家畜防疫対策課長	坂元和樹
農村計画課長	井上周二
農村整備課長	山内敏雄
担い手農地対策課長	堀ノ内修
水産政策課長	西田貴亮
漁業管理課長	安田広志
漁港漁場整備室長	宇治橋正行
工事検査監	永野浩一
総合農業試験場長	下田透
畜産試験場長	水野和幸
県立農業大学校長	戸高知也
水産試験場長	大村英二

事務局職員出席者

議事課主事	黒木燿一朗
議事課主任主事	前鶴彩友

○川添委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の日程についてであります。

日程案につきましては、御覧のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前10時0分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等

について、部長の概要説明を求めます。

○長倉環境森林部長 説明の前に、2点お礼と御報告を申し上げます。

初めに、11月1日土曜日に開催いたしました第20回水と緑の森林づくり県民ボランティアの集いについてでございます。この県民ボランティアの集いは、今回、特別議案として御審議いただきます宮崎県森林環境税を活用して、森林づくりに対する県民の皆様の理解と積極的な参加促進を目的に、県議会森林・林業活性化促進議員連盟及びみやざき木づかい県民会議と共同で開催しているものです。今回、川添委員長をはじめ、多くの議員の皆様にご出席いただき、ありがとうございました。今後も、県民等の主体的な参画や協働による森林づくりを進めていきますので、引き続き、委員の皆様からの御意見、御指導をよろしくお願いいたします。

次に、高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う環境森林部の対応について、御報告いたします。当部におきましては、平時から、死亡野鳥の調査などの監視活動を実施しているところであり、今年度は、死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザが検出された事例が7件と、リスクの高い状況にありました。そのような中、11月21日に、日向市の肉用鶏農場において、家禽に高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、環境省が、22日に発生農場周辺の半径10キロメートル圏内を野鳥監視重点区域に指定したことから、12月21日までの間、当該重点区域において、大量死などの異常を把握するための調査等を実施することとしております。

引き続き、市町村等とも連携して、野鳥の監視を強化してまいります。

それでは、議案等の概要について、御説明さ

させていただきます。

資料2ページの目次を御覧ください。

本日御審議いただきます議案は、予算議案として、議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」、議案第22号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」、議案第23号「令和7年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)」、特別議案として、議案第6号「宮崎県森林環境税基金条例の一部を改正する条例」の計4件です。そのほか、その他報告事項として、第四次宮崎県環境基本計画(改定計画)の素案について御報告いたします。

3ページを御覧ください。

この表は、議案第1号、議案第22号及び議案第23号に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。表の左から3列目、議案第1号は、「硫黄山河川白濁対策推進事業」や、「公共災害関連緊急治山事業」に要する経費などの増額をお願いするものであります。

その右隣の議案第22号は、給与改定に伴う職員及び会計年度任用職員の人件費の増額と、国の経済対策に係る補正予算に対応するための経費をお願いするものであります。

さらに、その右隣の議案第23号は、特別会計における給与改定に伴う会計年度任用職員の人件費の増額をお願いするものであります。

今回の補正では、表の2行目、一般会計の行を横に見ていただきまして、補正額の欄にございますように、議案第1号の2億1,404万8,000円と、議案第22号の43億6,355万2,000円の増額をお願いしておりまして、この結果、一般会計の補正後の額は259億6,928万3,000円となります。

また、表の下から3行目、特別会計の行を横に見ていただいて、補正額の欄にございますよ

うに、議案第23号の35万3,000円の増額をお願いしておりまして、特別会計の補正後の額は12億4,084万2,000円となります。この結果、表の1行目、環境森林部の一般会計と特別会計を合わせました補正後の額は272億1,012万5,000円となります。

4ページを御覧ください。

議案第1号の繰越明許費補正について一覧にしております。

まず、追加であります、「自然公園等整備事業」について、工法の検討等に日時を要したことから、翌年度への繰越しが必要となるもので、6,605万4,000円の繰越しをお願いするものであります。

次に変更であります、「山地治山事業」について、関係機関との調整等に日時を要したことから、1億3,663万3,000円の繰越額の増額をお願いするものであります。

5ページを御覧ください。

議案第22号の繰越明許費補正について一覧にしております。

まず追加であります、「保安林整備事業」と「森林整備事業」の2事業について、国の補正予算の関係により工期が不足し、翌年度への繰越しが必要となるもので、合計で26億8,609万3,000円の繰越しをお願いするものであります。

次に変更であります、「山地治山事業」、「森林環境保全整備事業」及び「自然公園等整備事業」の3事業について、国の補正予算の関係等により工期が不足することから、合計で15億9,205万7,000円の繰越額の増額をお願いするものであります。

議案等の詳細については、担当課長より御説明いたしますので、よろしく御願いいたします。

○川添委員長 次に、予算議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○川越環境森林課長 常任委員会資料の6ページを御覧ください。

議案第22号、議案第23号で、各課で計上しております人件費に係る補正予算につきまして、環境森林部全体でまとめて記載したものでございます。環境森林部全体を一括して御説明いたします。

今回の補正は、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う人件費の補正並びにこれに準じた会計年度任用職員の人件費の補正であり、表にありますとおり、課別に所要額を計上しております。環境森林部の補正額は、表の右から2列目の補正額の欄の一番上にありますように、7,075万5,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、その右側の欄にありますように、21億2,236万7,000円となります。人件費に係る補正予算については、以上でございます。

○黒木環境管理課長 環境管理課の議案第1号の補正予算について御説明いたします。

資料の9ページを御覧ください。

補正額は、上の表の左から3列目、補正額の欄にありますように、一般会計で4,100万8,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目、補正後の額の欄にありますように、4億5,243万3,000円となります。

それでは補正の内容につきまして御説明いたします。下の表を御覧ください。

(目) 環境保全費、(事項) 水質保全費につきまして、4,100万8,000円の増額であります。

右側の説明及び事業名の欄を御覧ください。

「硫黄山河川白濁対策推進事業」に係る所要見込額の増による補正であります。

県では、これまで、硫黄山の火山活動に伴う河川水質の悪化に対し、えびの高原内に整備した水質改善施設を運用することにより、水質改善を図ってきたところであります。

今回の補正は、令和8年4月に当該施設をえびの市に譲与する方針であることを踏まえ、強酸性の河川水により劣化した上流側沈砂池にある水門の改修や、酸に強い塗料による取水堰表面の保護、一部不具合が生じている中和水路のエアレーション設備の改修等を行うほか、施設内に堆積しております火山噴出物等を最終処分場へ搬出し処分するための経費であります。

○太田原自然環境課長 自然環境課の議案第1号の補正予算について御説明いたします。

資料の12ページを御覧ください。

自然環境課の補正額は、左から3列目の補正額の欄に記載のとおり、1億6,705万4,000円の増額であります。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄に記載のとおり、39億3,483万5,000円となります。

それでは補正の内容につきまして御説明いたします。

13ページを御覧ください。

(目) 治山費、(事項) 緊急治山事業費につきまして、1億6,705万4,000円の増額をお願いしております。

右側の説明及び事業名の欄を御覧ください。

今回は、台風第15号における災害復旧に伴う補正であります。台風第15号で被災した椎葉村の横野地区ほか、2か所の復旧整備を行うものです。

続きまして、14ページを御覧ください。

議案第22号の追加補正予算についてであります。自然環境課の補正額は、左から3列目の補正額欄にありますように、一般会計で15億9,754万6,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますように、55億3,238万1,000円となります。

補正の主な内容につきまして御説明いたします。

15ページを御覧ください。

いずれも国の補正予算に伴うもので、(目) 治山費、(事項) 山地治山事業費につきまして、14億695万7,000円の増額をお願いしております。荒廃した森林や山地災害危険地区などにおいて、復旧治山事業をはじめ4事業を活用しまして、11か所の治山施設の整備等を行うものです。

その下の(事項) 保安林整備事業費は、1億1,392万5,000円の増額であります。松くい虫被害が拡大している宮崎市2か所、延岡市、日向市の海岸松林計4か所において、「保安林改良事業」を活用して、松くい虫被害対策を行うものです。

(事項) 県単治山事業費は、1,500万円の増額であります。これは、「治山施設計画調査事業」の増に伴うものであります。

最後に、一番下の(目) 公園費、(事項) 自然公園等整備事業費は、5,845万円の増額であります。これは、国立・国定公園内の老朽化した施設等の整備を行うものであり、1の「国立公園整備支援事業」等により、4か所を計画しております。

○宮川森林経営課長 森林経営課の補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の16ページを御覧ください。

当課の議案第1号に関する補正額は、左か

ら3列目、補正額の欄にありますように、一般会計と特別会計を合わせまして、598万6,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目、補正後の額の欄にありますように、一般会計と特別会計を合わせまして、104億8,312万8,000円となります。補正の内容につきまして御説明いたします。

17ページを御覧ください。

(目) 林業振興指導費、(事項) 森林情報高度利用推進費につきまして、598万6,000円の増額であります。これは、森林の地番や樹種、面積などの情報をまとめた森林簿に地籍調査の結果を反映させるなど、県が管理する森林関連情報の精度向上を図るものであります。

続きまして、18ページを御覧ください。

議案第22号、議案第23号に関する補正予算について御説明いたします。

当課の補正額は、左から3列目にありますように、一般会計と特別会計を合わせまして、26億9,952万9,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、一般会計と特別会計を合わせまして、131億8,265万7,000円となります。

補正の主な内容につきまして御説明いたします。

19ページを御覧ください。

中ほどの(目) 造林費、(事項) 森林整備事業費につきまして、25億7,216万8,000円の増額であります。これは、森林所有者等が行う造林、保育などの森林整備を支援するものであります。

その下の(目) 林道費、(事項) 森林環境保全整備事業費につきまして、1億2,665万円の増額であります。これは、森林整備等に必要ない林道整備を前倒しで進め、早期の事業効果の発現を図るものであります。

○川添委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案につきまして、質疑はございませんか。

○下沖副委員長 資料17ページの森林情報高度利用推進費における「ICTを活用した森林情報デジタル化事業」の内容を教えてください。

○宮川森林経営課長 2つの事業内容になっておりまして、1つ目は、インターネットにおいて無償公開されています法務省登記所備付図面と森林計画図面を森林GIS上で合わせまして、森林簿の地番情報が異なっている場合には、森林簿の地番情報を修正することで、精度を上げます。2つ目は、森林所有者が自分の森林の所在を調べる場合、森林内にある路網を中心に自分の道を確認することもありますので、微地形表現図を基にするなどして、空中写真を利用し、図面上に路網の位置を明確に判読することによって自分の森林の場所が分かりますので、計画図に路網を整備するというところでございます。

○下沖副委員長 国の事業において、市町村が森林の航空レーザ測量をしているので、それらも対象になるのでしょうか。また、森林の高さ、本数、立米数が分かるのか教えてください。

○宮川森林経営課長 航空レーザ測量は、県においても実施しておりまして、それを基に森林情報を整備しています。また、市町村からの情報をいただきながら、県の森林情報に組み込む取組はやっているところでございます。

○井本委員 資料9ページの「硫黄山河川白濁対策推進事業」は、基本、国がやるのでしょうか。やはり県がやるのでしょうか。

○黒木環境管理課長 国定公園内にございますので、これまで国に整備等を要望してまいりましたけれども、なかなか担当省庁が決まらず、現在も内閣府が総合窓口になるといった難しい

状況になっています。

○井本委員 よく分からないんだけど、国が支援しないということですか。

○黒木環境管理課長 整備に関しては、国がやらないということで、県が最終的に整備しているところです。また、水質改善施設の維持管理費に関しては、国からの補助金等の直接的な財政的支援は今のところ受けておりませんが、水質改善施設の維持管理経費に要した事業費につきましては、活動火山対策に要する経費として、事業費の2分の1を特別交付税として、算定させていただいております。

○井本委員 よく分からないけれども、この事業に関しては、国は支援してくれていないということでしょうか。

○黒木環境管理課長 繰り返しになりますけれども、維持管理経費のほうは、直接補助はいただいておりますが、国の特別交付税で措置させていただいている状況です。

○井本委員 これは宮崎県だけの話ではないと思いますけれども、ほかの県の事例はないのでしょうか。

○黒木環境管理課長 他県では、群馬県の草津温泉の事例で、国が水質改善施設を整備した事例はございます。

○井本委員 その事例からすれば、これも国が対応してもよかったのではないのでしょうか。

○黒木環境管理課長 群馬県の場合は、河川管理上必要であったため、国が支援したと聞いております。

○井本委員 区別がよく分からないのだけれども、宮崎県も群馬県と同様に、河川に白濁水が流れていますがいかがでしょうか。

○黒木環境管理課長 群馬県草津温泉のほうは、酸性の水が大量に流れていることから、施設の

規模が、とても大きな水質改善施設になっておりました。同じように整備するのは難しいということ聞いております。

○井本委員 規模の大小で、県又は国がやるということになるのでしょうか。

○黒木環境管理課長 自然公園内ということで、これまで国に要望して、整備をお願いしているところがございますけれども、これが農業用水の水質改善ということで農業問題なのか、それとも環境、河川のことなので国土交通省なのか、別の所管なのかということで、実際に窓口が決まらないままの状態でございます。

○井本委員 国に対して要請しているんですか。

○黒木環境管理課長 平成30年から要望を続けておりまして、いまだに至っていないということになっています。

○山下委員 先日、硫黄山に行きましたら、有毒ガスが非常に多いので、「絶対止まらないでそのまま通過してくれ」という事前説明がありました。大事なものは、噴火したときに、有毒なヒ素がでることですけれども、どのような汚染物質が多く含まれているのか教えてください。

○黒木環境管理課長 県では水質の調査、検査を毎週行っております。それによりますとカドミウム、鉛、ヒ素、フッ素、ホウ素などが、検出されている場合もございます。

○山下委員 データを取っているということですが、水質の動向はいかがででしょうか。

○黒木環境管理課長 先ほど委員がおっしゃった、ヒ素につきましては、ここ一月ぐらいは基準値以下で推移しておりまして、現在は水質が比較的安定している状態になっています。

○山下委員 安定しているということですが、人体に及ぼす影響とか見解を教えてください。

○黒木環境管理課長 直接、飲用水として摂取

しているものではありませんので、人体への影響はないと思っております。

○山下委員 当然、直接飲むわけではなく、例えば、地下浸透するとか、河川に流れたり、田んぼにも入っていくわけですから、そのあたりについてです。また、道路もいつまで通れるのか、目安を立てるのは難しいと思いますけれども、当初からして、何か変化があれば教えていただきたいです。

○黒木環境管理課長 水質については今のところ落ち着いてきておりますけれども、道路の関係については、県土整備部になります。また、農業用水は、田んぼのほうに入るとは思いますけれども、そこは農政水産部の取水システム等がございますので、白濁水が入ったらいけないレベルの数値になりましたら、田んぼに入らないような形で運用されていると聞いております。

○山下委員 次に、資料19ページの林道費について、西米良村が対象になっている路網整備事業だと思うんですが、これはメートルあたりどれくらいの費用ですか。

○宮川森林経営課長 この補正で計上しています林道長谷・児原線になりまして、これまでの開設経費を見ますと、1メートルあたり約*16万円で開設をしてきております。

○山下委員 当初、6億7,000万円で、今回1億2,665万円の増額補正です。これは去年からすると、労務費、公共単価が上がってきていると思うんですけれども、1メートルあたりどれくらい整備費が上がっているのですか。

○宮川森林経営課長 先ほどのメートル単価について訂正させてください。約16万円と説明したんですが、これまでの開設経費は1メートル

※このページ右段に訂正発言あり

あたり約26万円でございます。

御質問のどれくらい労務単価が上がったかに関しましては、お時間をください。

○**下沖副委員長** 資料9ページの環境保全に関して、国は「特別交付税措置する」という説明でしたけれども、国の交付税措置の見込額は分かっているのでしょうか。

○**黒木環境管理課長** 事業費の幾らということではありません。水質改善施設の維持管理に応じた事業費につきまして、活動火山対策に要する経費として、事業費の2分の1が特別交付税の措置見込額ということになります。

○**下沖副委員長** えびの市に譲与された後、年間の維持管理費を含めて、えびの市が全て負担するのでしょうか。また、この交付税措置とかを受けると、えびの市の負担分は年間どのぐらいになるのでしょうか。

○**黒木環境管理課長** 維持管理経費につきましては、河川の水質の状況によって運営費も変わってくると思っておりまして、水質が最も良好な場合には、約900万円程度で試算しております。その中で県がどれくらい支援できるかというのは、先月、えびの市から財政的、技術的な支援の御要望をいただいております、検討を行っているところでございます。残りの部分については特別交付税が2分の1ですので、そういった形になります。

○**前屋敷委員** 資料5ページの繰越明許費の補正では、かなりの額の追加と変更があります。事業は年度内執行が可能な状況でしょうか。

○**太田原自然環境課長** 令和7年度内に完成できないということで、令和8年度に繰り越しさせていただきますということになりまして、令和8年度完成を目指しています。

○**前屋敷委員** この事業費は経済対策でしょう

か。

○**太田原自然環境課長** 資料5ページの予算につきましては、追加補正の額でございまして、経済対策になります。

○**宮川森林経営課長** 申し訳ありません。山下委員の御質問についてですけれども、今回の林道長谷・児原線のメートル単価につきましては、開設延長が150メートルになりまして、メートル単価にしますと約70万円でございます。林道長谷・児原線は全体延長が22キロメートルありまして、現在96%の進捗状況であり、現工事が終わると500メートルほどで開通するんですけれども、土質が非常に悪く、岩も硬いため土質面の影響により経費がかかり、メートル単価が高くなっている状況でございます。

○**山下委員** 路網の整備の仕方が幾つかあるかと思えます。約70万円、約26万円と説明がありましたが、どのランクになるのでしょうか。

○**宮川森林経営課長** 林道長谷・児原線の今までの開設経費を見ますと、約26万円で整備しております。今回の補正における事業費は、延長150メートルで計画しております、メートル単価につきましては約70万円になります。繰り返しになりますけれども、土質面の影響により、メートル単価が高くなっている状況です。

路網整備につきましては、林道、林業専用道、林業専用道規格相当という3つございまして、林道とかは骨格となるような幹線林道ですので、県、市町村等が対象となります。その下の規格になります林業専用道とかにつきましては、10トントラックが入る森林施業のための道ということで、経費を抑えて開設する路網になります。

○**山下委員** 今回の単価は、メートルあたり約70万円ということですが、その中に側溝や舗装にかかる費用は含まれているのでしょうか。

○宮川森林経営課長 開設のみでございます。舗装は、別事業で後から行うこととしております。

○川添委員長 ほかに、ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、次に特別議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○川越環境森林課長 資料の21ページを御覧ください。

宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例についてであります。この税の根拠である宮崎県森林環境税条例は、総務部が所管しております。また、税収の受皿である基金の根拠である宮崎県森林環境税基金条例は、環境森林部が所管しているため、総務政策常任委員会で税条例の改正案を、環境農林水産常任委員会で基金条例の改正案をそれぞれ御審議いただくことになっております。今回の改正は期間の延長と名称の変更でありまして、これは主として税条例で規定されるため、まずは、税条例の改正案について御説明させていただきます。

22ページを御覧ください。

1、改正の理由としましては、本県では平成18年4月に森林環境税を導入し、使途事業の成果等を検証しながら5年ごとに課税期間の延長を行っており、今年度で第4期の最終年度を迎えますが、今後も森林環境の保全に関する施策に要する経費について財政需要が見込まれますことから、2、改正の内容の(3)にありますとおり、適用期間を5年間延長するものであります。

なお、(1)及び(2)の名称変更につきましては、税条例と基金条例に共通するため、御

審議いただきます基金条例のところで御説明いたします。

3、施行期日につきましては、令和8年4月1日としております。

資料の21ページにお戻りください。

宮崎県森林環境税基金条例の一部を改正する条例でございます。こちらの条例が今回御審議いただくものであります。

1、改正の理由のとおり、本県では平成18年4月に施行しました宮崎県水と緑の森林づくり条例に基づき、森林環境税を導入し、これに併せて地方自治法第241条の規定に基づきまして宮崎県森林環境税基金条例を施行し、積立て・運用等を行ってきたところでございます。一方、国では、平成31年に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律を制定しまして、令和6年度から本県の森林環境税と名称を同じくする森林環境税の課税が開始されたことから、国の森林環境税と本県の森林環境税の混同を防止するとともに、本県の森林環境税の目的を県民に対してより分かりやすくお示しするため、本県の森林環境税の名称を変更することとし、所要の改正を行うものであります。

2、改正の内容につきましては、(1)のとおり、条例の題名を宮崎県森林環境税基金条例から宮崎県水と緑の森林づくり税基金条例に改正することとしております。これは、資料の下のほうに枠囲みで記載しております宮崎県水と緑の森林づくり条例の基本理念に沿った施策の財源として、この税収を充てることを表現するものであります。

また、(2)のとおり、条文中の基金の名称を宮崎県森林環境税基金から宮崎県水と緑の森林づくり税基金に、税の種類を表します税目の名称を森林環境税から水と緑の森林づくり税に

改正することとしております。

なお、先ほど御説明いたしました総務部が所管します宮崎県森林環境税条例につきましても、宮崎県森林環境税基金条例と同様に、条例の名称、基金の名称、税目の名称を変更することとしております。

3、施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行することとしております。

○川添委員長 執行部の説明が終了しました。

特別議案について質疑はございませんか。

○下沖副委員長 県と国において、名称が似ているということで変更すると思えますけれども、両方基金積立てだと思えます。各基金残高と国と県の税の年間の見込額を教えてください。

○川越環境森林課長 各基金残高でございますが、県税の基金残高につきましては、出納決算により、4～5月で調整しますけれども、決算額は2億2,400万円ほどでございます。

国の譲与税の残高ですけど、令和6年度決算で1億8,100万円程度になっております。

○下沖副委員長 年間の見込額は、いかがでしょうか。

○川越環境森林課長 見込額でいきますと、県の税収は3億円程度で近年推移しております。また、国の譲与税につきましては、県全体で20億円入ってきておりまして、1対9で市町村が9割ですので、1割にあたる2億円ほどが県に入ってきております。

○川添委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○川越環境森林課長 4月の常任委員会におい

て、第四次宮崎県環境基本計画の中間改定を行う旨を御説明したところですが、それ以降、県民アンケートや環境審議会での審議を経まして、素案がまとまりましたので御説明いたします。

資料の具体的な説明に入ります前に全体的な話を申し上げますと、本計画は、令和3～12年度の10年間の計画でございますが、策定から5年後となる今年度に、その骨格は変えないまま様々な情勢の変化に対応するため、中間改定を行うものであります。

資料の23ページをお開きください。

主な情勢の変化を大きく2つに区分しておりまして、資料の右上の青い部分に赤い文字で記載しておりますとおり、国の地球温暖化対策計画に2035年度、2040年度の温室効果ガス削減目標が追加されたこと、生物多様性国家戦略が作成されたことを踏まえまして、見直しを行ったほか、青い文字で記載しているとおり、「その他の情勢の変化に対応する主な改正内容に関連するものに分類してこの資料を作成しております。

それでは、具体的に第1章から順に御説明いたします。

初めに、第1章の基本的事項では、2、計画の性格と役割において、先ほど説明しました生物多様性国家戦略に関連し、本計画を新たに生物多様性基本法に基づく地域戦略として位置づけることとしており、その内容は後ほど御説明いたします。

第2章の本県を取り巻く諸情勢では、4、県民の環境意識において、4月に実施しました県民及び県内事業者向けの環境意識に関するアンケート結果を記載しております。

第3章の長期的な目標では、3、温室効果ガスの削減目標等において、国の地球温暖化対策

計画に準じて2013年度比で2035年度72%削減、2040年度83%削減と新たに中間目標を追加することとしております。これは、右側の図の赤い折れ線で示しているように、2013年度を基準としまして、2030年度の目標値50%削減から最終的には2050年ゼロカーボンに至る過程の2035年度、2040年度の目標値を設定するものであります。

4、施策展開において重要となる視点においては、国の第六次環境基本計画の上位の目的に掲げられておりますウェルビーイングを基本的な考えとしております。

さらに、SDGsや地域循環共生圏や国際的な課題への地域での取組の視点は維持しつつ、青い文字で記載しております持続可能な生産と消費を実現する経済のグリーン化を新たな視点としております。

次に、24ページを御覧ください。

第4章、分野別の施策の展開の第1節、脱炭素社会の構築では、右の円グラフにありますように、再生可能エネルギー発電設備の導入構成において太陽光発電設備が令和3年度と比較しますと伸びてきており、これを踏まえまして、左側に記載のとおり、1-1温室効果ガス排出削減の施策の方向において、これまでの取組を引き続き行えるよう太陽光発電設備等の導入支援や、1-3二酸化炭素吸収源対策の施策の方向において、J-クレジット制度の活用などを追記しております。

次に、25ページを御覧ください。

第2節、循環型社会の形成では、2-2廃棄物の適正処理の推進の施策の方向において、広域処理の円滑化に向けた搬入制限の見直しについて四角枠内に記載のとおり、隣県3県（大分・熊本・鹿児島）から排出された産業廃棄物

であって、優良産廃処理業者が関与し、安全性・適正性の確保がより徹底されるものにつきまして、新たに県内への搬入を認めるとの見直しを行いまして、来年度から運用することとしておりますが、県内において引き続き廃棄物の適正処理が図られるよう取り組んでまいります。

次に右側を御覧ください。

第3節、地球環境、大気・水環境等の保全では、3-2水環境の保全の現状と課題の部分で、PFASについて指針値を超過した地点での継続監視の必要性などを追記しております。

26ページを御覧ください。

第4節、生物多様性の保全では、本計画を生物多様性基本法に基づく地域戦略として位置づけるため、本節の骨子を4-1から4-3の項目に見直しをしまして、4-1生物多様性の健全性の確保の施策の方向では、右の写真にありますアライグマなどの特定外来生物や右下の写真にあります県内で確認されている新たな外来種、コウライオヤニラミの生息域拡大防止、4-2県土の区分に応じた生物多様性の保全の施策の方向では、生物多様性を増進する活動団体の認定の推進、4-3社会活動における生物多様性の増進の施策の方向では、生態系由来の防災・減災効果の維持などの追記をしております。

27ページを御覧ください。

第5節、環境保全のために行動する人づくりでは、5-1環境教育の推進の施策の方向において土呂久公害を踏まえた環境教育事業の実施を追記しております。

右側に記載の第6節、環境と調和した地域・社会づくりでは、6-1環境にやさしい地域・産業づくりの現状と課題において、農泊の取組などの追記をしております。

第5章、重点プロジェクトにつきましては、2050年ゼロカーボン社会の実現に向けたロードマップとしまして、右側の2030年の姿では再造林率90%などの追記をしております。

最後に、下の枠内の今後のスケジュールについて御説明いたします。

現在、パブリックコメントを実施しているところではありますが、令和8年1月に第3回環境審議会へ答申と最終案の審議を行い、2月に県議会へ議案の提出を行うこととしております。

○川添委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項につきまして質疑はございませんか。

○下沖副委員長 資料24ページの再生可能エネルギー発電設備の導入構成を見ると半分以上が太陽光になっていると思います。2012年からFIT制度が導入されて、発電した電気の買取りができるようになったことから、太陽光パネルを含めた施設が設置されています。それらも20年、30年の耐用年数だと思うんですけども、この排出削減計画は、太陽光パネルを、事業者がまた太陽光パネルを再設置するという予測をして改定しているのでしょうか。つまり、今の状態が2050年まで続くという想定で計画を改定しているのでしょうか。

○川越環境森林課長 この太陽光の発電につきましては、過去の伸びを見ながら今後継続するという、あと国の施策でもありますので、それは後押しがあって伸びていくことを想定しております。ですので、例えば、FIT制度は10年間の固定買取りですけども、それが終わって、それから耐用年数の間は使い続けることは可能です。それが終わって耐用年数を迎えたときには、また新しく太陽光パネルを設置するというような考え方です。

○下沖副委員長 国がまた支援するし、その設置者を含めて継続していくという想定で計画を改定しているということでしょうか。

○川越環境森林課長 そのとおりでございます。

○下沖副委員長 希望的な観測で計画を改定されていると思ったところで、了解しました。

○川越環境森林課長 FIT制度が終わりまして、買取り価格はかなり下がっているという話は聞いております。そういった家庭につきましては、今後、例えば、蓄電池なりを備えれば、自家消費という形で活用されていくのではないかと、ということを想定しまして、今後も太陽光が伸びていくのではないかと、という考えであります。

○川添委員長 ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 最後に、その他で何かございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時8分休憩

午前11時21分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○児玉農政水産部長 説明に入ります前に、まずは御礼を申し上げます。10月3～4日及び21日に開催されました第66回宮崎県畜産共進会では、川添委員長をはじめ、委員の皆様にご出席を賜りまして誠にありがとうございました。

本大会は、若い世代が数多く入賞するなど活躍が目立ちまして、将来に向けて希望が持てる大変意義深いものとなったところでございます。

また、令和9年度に北海道で開催されます第13回全国和牛能力共進会に向けての機運醸成にもつながるものと考えております。

次に、10月31日に開催されました高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産認定10周年記念シンポジウム、また11月17日に開催されました女性農漁業者ネットワーク交流会には、川添委員長に御出席いただきましてありがとうございました。

記念シンポジウムにつきましては、地元の生産者をはじめ、参加した多くの関係者の方々にとって、改めてこの地域の伝統的な農林業、文化等の価値を再認識する貴重な機会となったところでもあります。今後、この地域のすばらしさを世界に誇るものとして、県内外に広く発信し、多くの方々に知っていただきながら、地域の活性化に一層努めてまいります。

また、ネットワーク交流会につきましては、これを1つの契機としまして、引き続き、女性が働きやすい環境づくりをはじめ、多様な人材の確保・育成に取り組んでまいりますので、委員の皆様方のさらなる御指導、御支援をよろしくお願い申し上げます。

最後に、高病原性鳥インフルエンザの発生について御報告を申し上げます。11月22日、日向市内の養鶏場において、疑似患畜が確認されました。JA、県建設業協会、日向市をはじめとする多くの団体・企業の皆様方の御協力を賜りまして、2日間で全ての防疫措置を完了いたしました。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明を申し上げますけれども、引き続き、徹底した防疫措置によるまん延防止と関係団体等と連携した養鶏場へのウイルス侵入防止対策のさらなる強化を図ってまいります。

資料2ページの目次を御覧ください。

本日は、予算議案2件、特別議案2件、報告

事項1件、その他報告事項3件の御審議をお願いしております。

予算議案につきましては、議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」と、3日に追加提案しました議案第22号の2つの議案であります。特別議案につきましては、議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第17号「公の施設の指定管理者の指定について」の2つの議案であります。

報告事項につきましては、損害賠償額を定めたことについてであります。その他報告事項につきましては、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（後期計画）の素案について、ほか2件についてであります。

3ページを御覧ください。

1の予算議案についてであります。

今回の補正予算については、一般会計の補正のみで、表の左から2列目と3列目になりますが、令和7年度の補正額の欄の上から2行目にありますとおり、議案第1号は1億1,073万円、議案第22号は54億21万6,000円の増額をお願いしております。この結果、特別会計と合わせた農政水産部全体の補正後の額は、右から3列目の補正後の額の一番上の行にありますとおり、500億7,939万1,000円となります。

4ページを御覧ください。

繰越明許費の追加についてであります。「農業大学校施設緊急整備事業」ほか2事業について、工法の検討に日時を要したことなどの理由により、合計で3億2,866万4,000円の追加をお願いするものであります。

5ページを御覧ください。

繰越明許費の変更についてであります。「公共農村総合整備対策事業」ほか2事業について、

工法の検討に日時を要したことなどの理由によりまして、16億5,100万円から28億1,230万5,000円への変更をお願いするものであります。

6ページを御覧ください。

県立農業大学校農業総合研修センター・宮崎県農業科学公園管理運営委託費につきまして、同施設の指定管理者の指定に伴い、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

7ページを御覧ください。

こちらは、議案第22号に係る繰越明許費の変更についてであります。「公共農村総合整備対策事業」ほか4事業について、国の補正予算の関係等により、工期が不足することなどの理由によりまして、31億106万9,000円から80億3,099万9,000円への変更をお願いするものであります。詳細につきましては、この後、担当課長から御説明いたします。

○川添委員長 次に、予算議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○梶原農政企画課長 常任委員会資料8ページを御覧ください。

議案第22号のうち、人件費に係る補正予算について、農政水産部全体を一括して御説明いたします。

こちらは人件費を各課別に取り出して記載したものでございまして、太線囲いになっております補正額は、人事委員会勧告に基づきます職員の給与改定等に伴う人件費の所要額を計上しています。

主な補正の内容は、月例給が平均3.05%の引上げ、期末・勤勉手当が年間0.05月分の引上げとなります。

今回の補正では、会計年度任用職員の給与改

定分につきましても所要額を増額しておりまして、太枠の一番下に記載してございますとおり、一般職員と会計年度任用職員を合わせた農政水産部の人件費の補正額は、2億8,833万9,000円となっています。

○白石農産園芸課長 資料15ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで1億1,073万円をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、29億4,270万5,000円となります。

16ページを御覧ください。

まず、歳出予算説明資料では、左から3番目の欄の事項名で説明を行います。事項の詳細を説明する場合は、右から2番目の説明及び事業名の欄を用います。この欄は説明欄と省略し、この後の課においても同様の説明とさせていただきます。

それでは、1番目の(事項)強い産地づくり対策事業費の説明欄1「農業支援サービス立ち上げ支援事業」9,988万円です。この事業は、農業の持続的な発展を図るため、農作業受託といった「農業支援サービス事業」の実施に必要なスマート農業機械等の導入を支援するものです。

次の(事項)主要農作物生産対策事業費の説明欄1「県産麦・大豆生産技術向上事業」360万円です。この事業は、国産の需要が高まっている麦の生産基盤を強化し、安定供給体制を構築するため、生産性向上に必要な土壌改良に用いる農業機械の導入を支援するものです。

次の(事項)特用作物生産改善推進費の説明欄1「畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業」725万円です。この事業は、畑作物の生産性向上や労力軽減を図るため、今回は、バレ

イシヨの収穫作業の省力化に必要な農業機械の導入を支援するものです。

いずれも事業要望に対する国庫事業費の割当てに伴い、予算を増額するものでございます。

○山内農村整備課長 資料25ページを御覧ください。

当課の補正予算は、一般会計のみで40億8,581万1,000円をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、184億7,175万1,000円となります。

主な内容につきまして説明いたします。

26ページを御覧ください。

上から2段目の(事項)公共農村総合整備対策費において、中山間地域の農業生産基盤及び農村環境基盤などの整備をするため、6億327万5,000円を計上しております。一番下の(事項)公共土地改良事業費において、畑地かんがい施設などの整備をするため、14億9,176万7,000円を計上しております。

27ページを御覧ください。

上から1段目の(事項)公共農地防災事業費において、防災重点農業用ため池等の改修などを整備するため、19億6,283万5,000円を計上しております。これらは、国の補正予算に伴う補正によるものであり、令和8年度実施予定事業を前倒しして国に要望しておりますので、早期執行に努めてまいりたいと考えております。

○安田漁業管理課長 資料32ページを御覧ください。

当課の補正額は、一般会計のみで、10億6,303万4,000円をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、47億5,665万円となります。主な内容について説明いたします。

33ページを御覧ください。

中ほどの(事項)水産基盤(漁港)整備事業費において、防波堤や岸壁の改良などを行うため、9億400万円を計上しております。

次の(事項)公共海岸保全漁港事業費において、漁港区域内の海岸に護岸などを整備するため、1億5,000万円を計上しております。これらは、国の補正予算に伴う補正によるものであり、令和8年度実施予定事業を前倒しして国に要望しておりますので、早期発注に努めてまいりたいと考えております。

○川添委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案について質疑はございませんか。

○二見委員 資料16ページの「農業支援サービス立ち上げ支援事業」について、当初予算も含めて事業経営体はどれくらい立ち上がっているのでしょうか。

○白石農産園芸課長 今回の補正分で、事業経営体としては、20経営体を予定しております。それから、当事業は昨年2月、今年9月と補正しておりまして、合計42経営体になります。

○二見委員 今、実施している方向だと思うんですけども、各地域の状況はいかがでしょうか。また、地域の要望と予算額がどれくらいの割合で、充足できているのでしょうか。

○白石農産園芸課長 この事業は国庫事業ですけれども、令和6年の補正予算でございます。現在、事業要望を国に上げているものについては、100%採択していただいておりますので、ほぼ充足できている状況でございます。

○二見委員 全体を見たときに地域のバランスはいかがでしょうか。

○白石農産園芸課長 要望自体に地域性がございまして、特に西諸県地域の要望が非常に多い状況でございます。事業の情報周知には努めておりますけれども、そのような状況でございます。

○二見委員 この事業の目的というのは、それぞれの地域の営農がしっかり継続できることが目標だと思います。高齢化、担い手が不足している地域からの要望を聞くだけではなくて、その地域が今後も農作業を続けられるかどうか見ていく必要があります。西諸県地域の要望が多い要因として、地域の農業を守っていこうという意識や熱量が高いのかもしれないけれども、ほかの地域で、例えば、中山間地域や条件不利地域などにおいて、この事業がしっかりできるような体制ができているのか、またほかの考え方で地域営農をやっているのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○白石農産園芸課長 地域性についていえば、ほぼ全県で取り組んでいただいておりますけれども、割合でいうと西諸県地域が多いような状況でございます。今回の「農業支援サービス立ち上げ支援事業」については、例えば、個人事業主や建設事業者であっても事業実施体になり得ます。要は、これから高齢化が進む中で、民間の活力も使いながら、末長く農業を続けていくためのサービスを提供していくという発想がベースでありますので、まずはそういう民間の力で、農業支援サービスを充実させていくということと併せて、委員の御指摘にありますように、中山間地域をどうするのかについては、例えば、ウッドピア諸塚、日之影町などでは、町や村が出資しているところもございますし、JA出資型の法人で担っているところもあります。そういったところで、今回我々が支援する事業がどれぐらいの数があり、足りていないところがないのか、事業実施後の調査を適切に行いながら、隙間がないようにしていく必要があると考えております。

○井本委員 資料27ページに4、延岡市栗野名

地区と書いてあるんですが、具体的にどんな事業ですか。

○山内農村整備課長 こちらにつきましては、祝子川に設置されてあります頭首工——河川の水位を塞き上げまして、用水を水田等に供給するものでございますけれども、こちらが老朽化しておりまして、その改修を進めているところでございます。

○前屋敷委員 バレイショ収穫機械の補助ということで、金額が高いけれども、この補正によって何台ほど機械を導入するのでしょうか。

○白石農産園芸課長 これはポテトチップス用のバレイショを栽培している生産者が、収穫機を導入するというものでございます。収穫機の上に4人が乗ってトラクターで引くという非常に大きな機械でございまして、今回はこの収穫機を1台導入します。これは地域の中心的な経営体でございますので、この方々が地域の7人程度と連携して、ポテトチップス用に出荷していくということで支援します。

○川添委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、続いて特別議案の説明をお願いいたします。

○山内農村整備課長 資料34ページを御覧ください。

議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。この条例は、県知事の権限に属する事務の一部を、希望する市町村が処理することができることとし、権限を移譲するものでございます。

1の改正理由は、土地改良法の一部改正に伴い、引用する条項の項ずれが生じたことから、所要の改正を行うものです。

2の改正内容は、権限移譲事務を示した別表の19の6にあります土地改良法関係につきまして、移譲する事務処理の変更はございませんが、届出の受理に関する事務の(15)及び(41)文中の第18条第17項を第18条第18項に、また公告に関する事務の(16)及び(42)文中の第18条第18項を第18条第19項に改めるものです。

3の施行期日につきましては、公布の日としております。

○堀ノ内担い手農地対策課長 議案第17号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

資料の35ページを御覧ください。

公の施設に関する条例に基づき、県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園の指定管理者の指定につきまして、県議会の議決をお願いするものであります。

まず、1の施設の概要であります。

現在の指定管理者は、学校法人宮崎総合学院であり、指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

主な指定管理業務としましては、(1)研修センターにおける農業研修の実施、(2)イベント等の実施、(3)研修センター及び農業科学公園の維持管理業務等を行っております。

次に、2の次期指定管理候補者につきましては、学校法人宮崎総合学院であります。

36ページを御覧ください。

3の指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

次に、4の選定概要であります。

まず、(1)公募の状況ですが、令和7年7月7日から2か月間募集を行いまして、学校法人宮崎総合学院1者から申請がございました。

次に、(2)の指定管理候補者の審査方法であります。

①の審査の流れであります。施設所管課である担い手農地対策課におきまして、申請書類に基づき、書類審査を実施し、申請者は資格要件を満たしておりましたので、外部委員からなる指定管理候補者選定委員会を10月9日に開催し、指定管理候補者選定会議を10月15日に開催しております。

②の指定管理候補者選定委員会委員につきましては、中小企業診断士であります株式会社インターグロー代表取締役の新田様を委員長とする5名の委員により実施しております。

③の指定管理候補者選定会議委員につきましては、農政水産部長を議長とし、施設管理部局と指定管理制度所管部局で構成しております。

37ページを御覧ください。

5の指定管理候補者からの提案内容です。

(1)の指定管理料の提案額は年額7,621万1,000円、5年間で3億8,105万5,000円であり、議案第1号で債務負担行為補正の追加をお願いしております。

(2)の収支計画は下の表のとおりであり、令和12年度までの収支を記載しております。

(3)新たな提案としまして、企業との連携によるスマート農機展示等の先進技術に関する取組や、農業科学公園における新たなイベントの実施、情報発信強化などの提案があったところでございます。

○川添委員長 執行部の説明が終了しました。

議案第7号、資料34ページについて質疑を行います。

その後、議案第17号についての質疑を行います。

○前屋敷委員 条項の項ずれが起こるといのは分かるんですけども、この土地改良法そのものがどのように変わって項ずれが生じたのか、もう少し詳しく説明をお願いします。

○山内農村整備課長 土地改良法の改正につきましては、土地改良法第18条第6項について、土地改良区は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないという規定が新設されたものによるものでございます。

○前屋敷委員 理事が偏らないようにするために、その部分を新設されたということですね。

○山内農村整備課長 理事の役員につきまして、性別、年齢等の偏りがでないようにということで、先ほど委員からも発言いただきましたように、偏りが生じないような改正が追加されたというところでございます。

○川添委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは議案第17号、資料35～37ページについて質疑はございませんか。

○井本委員 この指定管理者は、1者しか応募がなかったということですか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 2か月間の募集を、県の広報、県のホームページへの掲載、中小企業団体中央会などの経済団体に依頼しまして、会報に掲載いただくなどの取組を行ってきたところです。現地説明会には、2者の参加がございましたが、最終的には1者の申請でございました。

○井本委員 競争原理を働かせていくことは、より良いものを求めていく上で大切ではあるけれども、今回、1者の申請のみだったことに関して、どのように是正していくのでしょうか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 農業分野に関心

を持っているような企業8者等に、個別に説明もさせていただいたところでございます。結果、1者の申請でございましたが、現地説明会には、2者の参加があったということで、恐らく他者に負けないような提案をしてこない、このプレゼンに勝てないという意識が働いたのではないかと考えております。

○井本委員 指定管理候補者選定委員会委員長である新田さんは面識があります。この委員会の委員は優れたメンバーだと思うけれども、委員長は大丈夫でしょうか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 新田委員長には事前に本制度の趣旨等も説明いただいて、しっかり審査していただいたと認識しております。

○井本委員 大丈夫ですか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 大丈夫です。

○山下委員 資料35ページの主な指定管理業務の内容に記載している、みやぎき農業実践塾は、就農希望者が、施設内のハウス等を利用して、1年間、就農に必要な実践的な知識・技術を習得する研修ですけれども、この5年間でどれぐらいの実績や効果があったのか、また、どれぐらいの人たちが参画しているのか教えてください。

○堀ノ内担い手農地対策課長 令和2年以降の研修生で申し上げますと、令和2年が13名、令和3年が12名、令和4年が12名、令和5年が6名、令和6年が12名です。ハウスの棟数が12棟であることから、12名が定員となりまして、ほぼ例年定員どおりの研修生に来ていただいているところです。

○山下委員 平均年齢は何歳ぐらいでしょうか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 20～40代が多い傾向になっておりまして、平均年齢は38歳になっております。ほぼ毎年それぐらいの平均年齢

になっております。

○山下委員 ハウス栽培になるかと思いますが、品目はキュウリかピーマンでしょうか。また、その比率を教えてください。

○堀ノ内担い手農地対策課長 施設野菜が中心ということで、本県の主要品目でありますキュウリ、ピーマンが多い傾向にございます。

○山下委員 花は受け入れていないのでしょうか。受け入れはキュウリとピーマンで限定しているのでしょうか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 指導者の資質等もございますので、野菜の受入れが中心でございますが、花等につきましてはJA等で体制を整えております農家での研修等に誘導するなどの対応を行っているところでございます。

○山下委員 この実践塾において、これだけの人数が育成されているということは、貴重な人材だと思います。あとは、この方たちが、自立していくことが重要であるけれども、どれくらいの就農率になっているのでしょうか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 平成13年以降の平均でいきますと就農率が87%になっております。

○山下委員 この87%の人たちは、どのような就農の仕方をされているのでしょうか。例えば、新規のハウスを建てるとか、経営移譲するのであれば資金的な問題が生じるので、フォローしていく必要があると思います。この農業総合研修センターで1年間研修を受けた後のフォローアップ体制を教えてください。

○堀ノ内担い手農地対策課長 研修期間以前から、研修期間中も含めまして、就農を希望している地域の市町村、JA、農業改良普及センターと体制を整えまして、就農地の確保、資金の状況等を踏まえました初期投資等負担軽減の

ための遊休施設のあっせんなどしております。あと、西都市や尾鈴につきましては、入植用の新設ハウスを、JA等が整備して、そこに入っただく等の体制を整えているところでございます。

○山下委員 この研修生は研修センターなどに宿泊することは可能でしょうか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 自宅から通える方は、自宅から通っていただいておりますが、自宅から通えない方につきましては、研修センターの宿泊施設を活用いただいております。

○山下委員 平均年齢38歳ということでしたので、自分の生活を保障していく必要があります。これは就農支援金を利用して研修しているのでしょうか。

○川添委員長 12時になりますので、課長の答弁は午後1時からということで、暫時休憩します。

午前11時59分休憩

午後1時0分再開

○川添委員長 委員会を再開します。
課長答弁からお願いします。

○堀ノ内担い手農地対策課長 先ほどの研修中の支援等でございますが、国の就農準備資金という制度がございます。こちらは研修中に年間150万円を最長で2年間交付するものでございますが、先ほど説明いたしました、令和2～6年度に研修を受講した55名中32名が交付を受けております。交付を受けなかった方々につきましては、年齢が49歳以下という要件がございまして、それを超える方が7名ほどいらっしゃったということ、前年度の世帯所得が600万円以下であるという要件がございまして、サラリーマン等で前年度の収入がそれ以上あった方、

また、親元就農の方も研修に含まれておりまして、親元就農の場合は5年以内に親から経営移譲を受けないといけないという要件もございまして、両親が若いと経営移譲できないということで、そういった方がこの制度を受けていないということでございます。

○山下委員 内容は分かりました。この研修センターというのは、非常に大きな役割があると思ったところでした。就農準備資金制度を32名が活用されているということでしたが、この就農された方は、例えば、ハウス栽培を始めるときに、補助事業があると思うんですが、どういう補助事業を使っているのか教えてください。

○堀ノ内担い手農地対策課長 就農開始時に機械施設の取得に当たりまして、国と県が補助金を出し合います。最大で4分の3、金額にすると最大750万円交付する事業がございまして、こちらの活用を推進しているところです。手元に研修生が何名交付を受けたかということまでは、現在、把握できておりませんが、ほかの新規就農者も含めて年間約30名がこの事業の交付を受けているところでございます。

○山下委員 ハウス1反当たり、どれくらい建設費がかかるのでしょうか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 APハウス2号改良型で申し上げますと約1,400万円と認識しています。

○山下委員 APハウス2号改良型の強度は、例えば、台風時はどれくらいの風速に耐えられるのでしょうか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 私の認識では、最大瞬間風速25メートルに耐えられるものと認識しております。

○山下委員 APハウス2号改良型が標準タイプだろうと思うんですが、農業用強化ハウスが

あります。農業用強化ハウスは、風速50、60メートルも耐えます。昨今、災害がこれだけある状況の中において、どちらのハウスが建てられているのか教えてください。

○堀ノ内担い手農地対策課長 実態を正確には把握しておりませんが、APハウス2号改良型を導入されている方々が多いと認識しております。

○下沖副委員長 資料37ページの生産物売払収入等について、販売先など、どのような取引をされているのか教えてください。

○堀ノ内担い手農地対策課長 実践塾の研修ハウスで生産された生産物につきましては、主にJAに出荷をしております。ただ、一部イベント等での直売が少しありますが、ほぼJAへの出荷ということになっています。

○下沖副委員長 地元の学校で給食とかにすることで卸していないのでしょうか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 確認しますので、しばらくお時間ください。

○下沖副委員長 もういいですよ。

○川添委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは次に、報告事項に関する説明を求めます。

質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いたします。

○梶原農政企画課長 資料38ページを御覧ください。

損害賠償額を定めたことについて、1件の専決処分を行いましたので御報告いたします。

事案につきましては、表の上段、県有車両による交通事故でございます。

令和7年2月21日、東臼杵郡椎葉村大字不土野字水無敷地内におきまして、職員が車両を

発進させたところ、相手方の所有するフリューム管——これは農業用水路などに用いられるコンクリート製の管でございますけれども、これに乗り上げ破損させたものでございます。原因は職員が十分な周囲の安全確認を怠ったことによるものでございます。損害賠償額は6,990円となっております。こちらにつきましては、県が加入する保険から全額支払われております。

交通安全につきましては、機会あるごとに職員の意識高揚に努めておりますが、今後とも一層の徹底が図られるよう再発防止に向けまして厳しく指導してまいりたいと考えております。

○堀ノ内担い手農地対策課長 同じ表の下段を御覧ください。

事案は、同じく公用車による交通事故1件であります。

令和6年10月18日、児湯郡高鍋町大字北高鍋3358番地4付近の路上におきまして、信号機のない交差点手前で標識どおり一時停止をし、発進したところ、左方向から走行してきた相手車両と衝突したものでございます。原因は、周囲の安全確認を怠ったことによるものであります。損害賠償額は75万9,200円ですが、県が加入する保険から全額支払われております。

交通安全につきましては機会あるごとに職員の意識高揚に努めておりますが、今後とも一層の徹底が図られるように再発防止に向けて厳しく指導してまいりたいと考えております。

○川添委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はございませんか。

○下沖副委員長 担い手農地対策課の事故の件について、過失割合はどのようになっているのでしょうか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 県が80%、相手方が20%でございます。

○下沖副委員長 相手方の車両とこちらの車両の修理代合計金額が約75万円ということですか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 まず公用車につきましては全額県費で修繕しております。相手方車両の損害額94万9,000円のうちの80%を県が加入している保険会社から対応しております。

○井本委員 県側に求償権が発生すると思うんですけれども、求償を求めているのでしょうか。

○戸高県立農業大学校長 公用車の修繕費は約30万円でございます。相手方の車両の損害賠償額は、8対2の過失割合によりまして、2割は相手方から支払いを受けております。

○井本委員 損害賠償の話はしておりません。個人の過失によって、県が損害を被ったわけです。個人に対して求償できる権限が県に発生しているの、そのあたりを確認しています。

○戸高県立農業大学校長 職員の過失が著しく大きかった場合などであれば、求償もあり得ると思います。今回の件は、そこまで至っていないということでございます。

○川添委員長 ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、その他報告事項についての説明をお願いいたします。

○梶原農政企画課長 資料39ページからになります。

第八次宮崎県農業・農村振興長期計画の素案について御説明いたします。お手元に冊子で素案本体を配付させていただいておりますけれども、まずは、引き続き、常任委員会資料のデータで御説明させていただきたいと思っております。

まず、1の計画策定の経過でございます。6月の本委員会におきまして、策定方針などを御報告させていただいた後、6月から9月にかけてまして、農業者、市町村、農業団体等と意見

交換を実施し、延べ200名を超える方々から御意見をいただいております。その意見を踏まえまして、取りまとめた素案について今回御報告させていただくものでございます。

なお、今後は、パブリックコメント等を実施した後、2月定例県議会において議案として提案させていただく予定としております。

2の計画の構成について、後期計画は長期ビジョン、重点プロジェクト、基本計画、計画実現に向けた推進体制の全4編で構成しております。

1つ目の長期ビジョンにつきましては、本県農業・農村の現状等を踏まえた基本目標や主要指標等、2つ目の重点プロジェクトにつきましては、後期計画で新たに設けるものでございまして、目標実現に向けて特に重点的かつ横断的に取り組む施策を載せております。

また、3つ目の基本計画につきましては、分野別や品目・畜種別の施策の展開方向、地域別の展開方向、農業経営モデルを記載してございます。

最後4つ目の計画実現に向けた推進体制につきましては、農業者、関係機関・団体、県民や他産業等の皆様に期待する役割等をお示しているものでございます。

40ページを御覧ください。

3の計画の目標でございます。

後期計画の目標は前期計画から継承し、「持続可能な魅力あるみやざき農業の実現」を掲げてまいりたいと考えております。この目標達成に向けましては、図の下、青色の新防災とオレンジ色のスマート化をキーワードに、左上、黄色の家族経営体・法人といった産地を支える経営体の強化を行いつつ、反対側、緑の農業農村の重要性を県民と共有し、農業の魅力向上を図

ってまいりたいと考えております。

41ページを御覧ください。

4の目指す将来像でございます。

目指す将来像につきましても、前期のビジョンを継承し、緑色の農の魅力を生み出す、オレンジ色の農の魅力を届ける、青色の農の魅力を支えるの3つの視点を掲げております。

5の主要指標につきましては、枠内のとおり、農業産出額や農業経営体数などを掲げておりまして、これらにつきましては先日28日に公表されました国の2025年の農林業センサスなどを踏まえ、今後見直す予定としております。

なお、農業産出額につきましては、直近の令和5年実績等を踏まえまして現時点での目標案を掲載しております。

産出額につきましては、全体として経営体数や農業者数が減少する中であっても、人材の確保・育成や経営規模の拡大などを推進することで、栽培面積や家畜の頭数などの減少幅をできるだけ低減または維持・増加を図りながら、スマート農業技術等による生産性の向上を進め、生産量の維持・増加につなげることで、令和12年に3,899億円を目指したいと考えております。

続いて、42ページを御覧ください。

6の重点プロジェクトでございます。

この重点プロジェクトにつきましては、後期計画を着実に推進するため、特に重点的かつ横断的に取り組むべき施策を取りまとめたものでございまして、図にありますとおり、上の緑色、(1)次代を担う人材・体制づくりにおいて、担い手の確保・育成を進め、本県農業を支える家族経営体、それから今後の地域農業を担うことが期待される農業法人の生産基盤の強化を図るとともに、左下の黄色でございますけれども、(2)生産性の高い農業の展開と、右側青色の

(3) 持続性の高い農業・農村の実現を両立させ、持続可能な魅力ある稼げるみやざき農業を実現することで、農地などの生産基盤を維持し、食料供給基地としての本県の役割を今後とも果たせるよう、施策を展開していくものでございます。

43ページを御覧ください。

ここからが重点プロジェクトの中身についての御説明になります。

まず、(1) 次代を担う人材・体制づくりについてでございます。

ここでお配りしている冊子の素案45ページも御覧いただければと思います。

(1) 次代を担う人材・体制づくりでは、冊子45ページでございますけれども、一番上の方針のとおり、本県の農業・農村が次の世代に引き継がれていくよう、新規就農者・雇用就農者の確保や、地域の中核的な担い手となる人材の育成、経営資源・技術の承継や地域を支える多様な農業者の支援、労働力の確保並びに営農指導体制の強化など地域農業を好循環させる体制の構築に取り組んでまいります。

具体的には、重点取組に記載のとおり大きく2つの施策を展開してまいります。

まず①人材の確保・育成でございます。

1つ目のポツのとおり、自営就農者をはじめ法人等への雇用就農者など、県内外からの多様な人材の呼び込みを強化するとともに、県内の学生が、農業を将来の職業として選択してもらえるよう、農業系高校や農業大学の教育環境の充実、教育機関との連携を強化してまいります。

併せて、2つ目のポツのとおり、就農希望者を受け入れ、スムーズに就農できるようにするため、産地や農業法人等と連携しまして、各地

域の主要な品目における就農トレーニング体制を構築してまいります。

3つ目のポツでは、雇用就農者の受皿となる他産業からの農業参入を促進するため、受入れ体制の構築や空いている農地情報の発信を強化してまいります。

4つ目のポツでは、就農後から定着、その後の経営発展に向けた経営者として必要な経営・マネジメント力を備え、スマート農業技術を使いこなせる担い手を育成するため、発展段階に応じた経営・技術支援を強化してまいります。

5つ目のポツのとおり、法人の経営強化に向けた商工・農業団体と連携した経営指導や専門家派遣等による伴走支援を充実してまいります。

次に、②営農をつなぎ、支える体制の構築でございます。

1つ目のポツ、近年の資材価格の高騰などに対しまして、就農のハードルを軽減するために、施設等のリース方式による就農団地の整備に加えまして、農業振興公社や産地と連携して、離農者の農地・施設等を事前に確保し、就農希望者とマッチングする体制を構築してまいります。

また、2つ目のポツでは、産地の技術等を含む経営資源につきまして、産地内の合意形成を図った上で、産地ぐるみで離農予定者が所有する農地や施設を、離農前から担い手等に承継する仕組みを構築してまいります。

また、3つ目のポツでは、家族経営体の営農継続や担い手の経営規模拡大等をサポートするため、播種や防除等の農作業の受託などにより、農業者の負担を軽減する農業支援サービス事業者の育成・活用を進めてまいります。

あわせて、4つ目のポツでは、経営規模の拡大や営農の継続などに必要な労働力を確保するため、外国人材や短期就労人材を活用する

地域モデルを育成し、県内に波及してまいります。

さらに、最後のポツでは、農業経営や生産技術の指導力を高める研修の充実によりまして、指導人材を育成し、営農指導体制を強化してまいります。

これらの施策を通じまして、次の世代へ人と技術をつなぐ好循環のサイクルを生み出してまいります。

続きまして、(2)生産性の高い農業の展開でございます。

冊子は47ページ、委員会資料は44ページとなります。

まず、大きな方針ですけれども、生産の効率化に向けた農地の集約や区画拡大等の生産基盤の整備を進めるとともに、スマート農業技術等の活用や分業による生産体制の強化、併せて気候変動に伴う高温等に対応した新品種や生産技術の開発と普及に取り組んでまいります。具体的には、重点取組に記載しております大きく分けて2つの施策を展開してまいります。

まず①効率的・高機能な生産基盤整備でございます。

1つ目のポツでは、自動操舵トラクターなど、スマート農業技術が活用できる環境づくりに向けまして、地域計画に基づく農地の集積・集約化や畦畔除去など簡易基盤整備等による迅速な区画拡大を進めてまいります。

2つ目のポツでは、露地野菜等の土地利用型作物の計画的な生産に向けまして、畑地かんがい施設の整備を加速するとともに、水稲と露地野菜等を組み合わせた農地のフル活用に向けまして、暗渠排水の整備など水田の汎用化を進めてまいります。

次に、②スマート農業技術等を活用した生産

体制の強化でございます。

まず1つ目のポツ、キュウリなどの施設園芸におきましては、今後の飛躍的な収量向上に向けて現在取り組んでおりますDプロの取組を発展させまして、デジタル技術を活用した環境制御や省人化技術の現場実装を進めるとともに、AI分析を用いたシステムの開発を進めてまいります。

また2つ目のポツ、加工・業務用野菜等の露地野菜でございますけれども、生産拡大に向けまして種苗供給体制の強化やスマート農業機械の導入等による規模拡大、農業支援サービス事業者や加工事業者等と連携した耕種版インテグレーションによる分業体制を強化してまいります。

3つ目のポツ、水田農業につきましては需要に応じた主食用米や飼料用米等のバランスの取れた本県らしい米づくりの推進や、収量データ等に基づく肥培管理、スマート農業技術を普及してまいります。

4つ目のポツ、畜産では、生産性の高い肉用牛の生産基盤の構築に向けまして、繁殖センター等の拠点施設の担い手育成機能の強化や、粗飼料の生産・供給を行うコントラクターの育成を通じた分業体制の強化、ゲノミック評価を活用した改良を進めるとともに、スマート農業技術を普及してまいります。

5つ目のポツ、輸出産地づくりでは、輸出先国の残留農薬基準などの規制に対応した栽培技術等の改善、ニーズの高い有機茶などの生産を支える加工施設の整備や生産・出荷体制の構築を進めてまいります。

6つ目のポツ、気候変動等に伴う高温等に対応するため、高温に強い品種の開発や温暖化に対応した新規品目の探索・新たな作型の検討や

栽培技術、家畜の改良・飼養管理技術を開発・普及してまいります。これらハード面とソフト面の両面から総合的に施策を推進することで、より効率的に稼げる生産性の高い農業を展開してまいります。

続きまして冊子の49ページ、委員会資料は45ページでございます。

(3) 持続性の高い農業・農村の実現でございます。

まず、方針のとおり、本県農業が将来にわたって持続可能な産業として発展し続けるため、農業生産に由来する環境負荷や海外資源への過度な依存の低減、大消費地等への安定的な供給及び輸送体制の構築、商品の高付加価値化、消費者等への理解醸成、中山間地域の農村集落機能維持などに取り組んでまいります。

具体的には、重点取組に記載してあります3つの施策を展開してまいります。

まず、①持続的な生産体制の構築でございます。

1つ目のポツのとおり、化学肥料や農薬の使用量低減などに取り組む農業者につきまして、みどりの食料システム法に基づく「みどり認定」の取得を進めるとともに、堆肥など有機質肥料の利用拡大を図りながら、2つ目のポツ、堆肥や稲わら等の地域資源の循環に取り組む地域コンソーシアムを核とした、耕種農家と畜産農家のマッチングや飼料用米やWC S用稲の安定生産など、耕畜連携のさらなる強化を図り、環境と調和した農業を推進してまいります。

次に、②持続的な流通・販売体制の構築では、1つ目のポツ、県域JAの設立を契機といたしまして、選果場など、共同利用施設や家畜市場などの集約・機能強化、パレット化などによる物流の効率化をはじめとし、2つ目のポツ、多

様化する消費ニーズに対応するため、新たなブランド基準による競争力の高い産地づくりやデジタル技術を活用した出荷予測、ローカルフードプロジェクトによる新ビジネスの創出を進めてまいります。

また、3つ目のポツ、各種情報発信手段により、農業・農村の役割、多面的な価値を県民に発信するとともに、農業者の関心が高い、農産物の合理的な価格形成等に対する消費者への理解醸成を図ってまいります。

最後に、③持続的な農村集落づくりでは、1つ目のポツ、中山間地域の特徴を生かした産地づくりと生産を支えるための鳥獣被害対策、地形を生かした放牧や高付加価値化に向けた加工品などの取組、さらには半農半Xも含めた多様な人材の確保・育成を通じて、中山間地域での農業所得を確保してまいります。

2つ目のポツ、農村集落機能の維持に向けまして複数の集落機能を補完する組織である地域運営組織——農村RMOや行政と集落の間に立ちまして、事務代行などを行う中間支援組織の育成・ネットワーク化により、県域での面的な支援体制を構築してまいります。

以上、これらの3つのプロジェクトを総合的に推進することで、持続性の高い農業・農村を実現してまいります。

資料46ページを御覧ください。

各重点プロジェクトでは指標を設け、実績を評価しながら、取組を進めていきたいと考えておりまして、特に今回は重点プロジェクト全体を総括する指標として農業所得が1,000万円以上の経営体の割合を設定いたします。この指標につきましては、農業者の所得向上はもとより、これから農業を担う若い方々に対して、本県農業が所得面でも魅力のある産業だというメッ

セージとなることを期待して設定するものでございます。

素案の作成の過程で行いました農業者等との意見交換でも、従来の農業へのネガティブなイメージを今後はポジティブなイメージに変えていくことが、今後の農業を担う人材の確保のためには必要ではないかという御意見を多くいただきましたので、こうした指標を設けております。

指標につきましては、県が現在把握しております内部データを基に、12.8%を現状値といたしまして5年後の令和12年には16.1%まで引き上げることを目標としております。

プロジェクトごとの指標につきましてはけれども、(1)次代を担う人材・体制づくりでは、新規自営就農者数、新たに法人化した農業経営体数、産地単位での承継体制の構築数を、次に(2)生産性の高い農業の展開では、区画拡大に取り組んだ面積、施設キュウリの平均反収、肉用子牛の出荷率を、(3)持続性の高い農業・農村の実現では、化学肥料の削減割合、物流機能を強化した県内拠点数、中山間地域等直接支払制度のネットワーク化協定数をそれぞれの指標として設けております。

以上、これまで御説明した重点プロジェクトをはじめ、そのほかの基本計画におけるそれぞれの施策を通じまして、稼げる農業を実現し、ひいては本計画で目標としております「持続可能な魅力あるみやざき農業」を実現してまいります。

○西田水産政策課長 第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画(後期計画)の素案について説明いたします。

お手元には素案本体を配付させていただいておりますが、まずは引き続き常任委員会資料で

説明いたします。

常任委員会資料の47ページを御覧ください。

1、計画策定の経過です。

6月の本委員会において策定方針などを報告した後、7～9月にかけて漁業者、市町村、団体等との意見交換を実施いたしました。その御意見を踏まえ、取りまとめた素案について今回報告いたします。

なお、今後はパブリックコメント等を実施した後、2月定例県議会に議案として提案する予定でございます。

2、計画の構成について、後期計画は長期ビジョン、基本計画、計画実現に向けた推進体制の3編で構成し、1つ目の丸、長期ビジョンでは本県水産業・漁村の現状等を踏まえた基本目標や主要指標等を、2つ目、基本計画は具体的な施策や重点施策のポイント、地域別や漁業種類別の施策の展開方向、目指す経営モデルを、3つ目、計画実現に向けた推進体制では、漁業者はもとより、関係機関・団体、県民や他産業等の皆様に期待する役割等をお示ししております。

48ページを御覧ください。

3、計画の目標でございます。

後期の目標は、前期から継承し、ひなた魚(イオ)バージョンで新たな波に乗り成長する水産業を掲げます。

後期計画では、この目標達成に向け、本県水産業を取り巻く新たな情勢変化の波に乗り、本県水産業の成長産業化を実現するため、基本計画を改定し、図の中ほど、人口減少社会に対応した生産環境の拡大など、4つの重点施策を展開してまいります。

49ページを御覧ください。

4、目指す将来像でございます。

目指す将来像も前期から継承し、ページ中段の青枠内にありますとおり、多様な人材、経営体の成長、漁村の活性化による成長のサイクルを資源と基盤が支えることにより、持続的に成長する水産業と多様性にあふれた魅力ある漁村が築かれることを目指してまいります。

下段の5、主要指標は、枠内のとおり、漁業・養殖業生産額や漁業経営体数を掲げており、昨年公表された国の2023年漁業センサスなどを踏まえ、見直しをしております。このうち、海面漁業・養殖業生産額につきましては、漁業経営体が減少する中であっても漁業生産に必要な人材の確保育成を図りつつ、生産力のさらなる向上を図ることなどにより、令和12年には510億円を目指したいと考えております。

50ページを御覧ください。

6、基本計画における重点施策のポイントについてでございます。

ここから先はお配りした冊子、素案を使って基本計画の内容と取組指標について説明いたします。

お配りした冊子、素案の44～45ページを御覧ください。

委員会資料は50ページ左上になります。

重点施策の1、人口減少社会に対応した生産環境の拡大の(1)技術革新と漁場利用の最適化による生産力拡大についてでございます。現状と施策の方向性のとおり、人口減少が進行中の中であっても成長産業化を実現するため、本県の特徴である高い生産力のさらなる拡大を図ってまいります。

重点的に展開する施策では、①の生産力強化を加速するイノベーションとしまして、アの(ウ)、新たな漁場の開拓に向け、日向灘の海底構造の把握や環境DNA技術等を活用した高

度な資源調査による日向灘の見える化を推進するとともに、イの(イ)、海ぶどうなど新たな技術を活用した陸上養殖の普及などに取り組みます。

また、②の漁場利用の最適化としまして、アの(ア)、表層型浮魚礁の増設など、漁場の再編整備による生産性の高い漁場づくりや、アの(イ)、良好な生息環境の創出に向けた増殖礁・魚礁の整備、機能強化の推進などに取り組みます。5年後の目標は、操業支援情報の利用率と新たな漁場整備による漁獲の増加量について設定しております。

冊子46～47ページをお開きください。

委員会資料は50ページの右上になります。

(2)多様な人材確保・育成と定着の促進についてでございます。現状と施策の方向性のとおり、漁業就業者の減少は今後も継続すると想定されることから、水産試験場と県立高等水産研修所の統合による研修機能の強化や、漁業就業者の定着率向上、雇用外国人の安定確保に取り組むなど、多様な人材確保・育成と定着の促進を図ってまいります。

重点的に展開する施策では、①多様な人材の確保・育成としまして、アの(ア)、水産試験場と県立高等水産研修所の統合によるカリキュラムの充実などの研修機能の強化や、アの(オ)、円滑かつ適正な外国人材の受入支援などに取り組みます。

また、②就業者の定着率向上に向けた労働環境整備としまして、アの(ア)、漁業のスマート化や省力化機器の導入、通信環境の高度化等による労働環境の整備促進などに取り組みます。5年後の目標は、漁業研修の延べ受講者数と労働環境改善に資する機器導入数について設定しております。

次に冊子48～49ページをお開きください。

委員会資料は50ページ左下になります。

重点施策の2、成長をつかむ高収益化の(1) 漁業・養殖業の経営力強化についてでございます。

現状と施策の方向性のとおり、漁業・養殖業経営体の収益性向上に向け、高性能漁船の導入や複合経営化等による経営体質の強化を推進するとともに、制度資金や漁業共済等の活用による経営の安定化を図ることで経営力を強化し、漁業・養殖業経営体の高収益化を促進いたします。重点的に展開する施策では、①経営体質の強化としまして、アの(ア)、高性能漁船の導入、漁船・漁具の機能強化及び省力・低コスト機関の導入支援や、アの(イ)漁法の転換・複合経営化など、新たな操業体制の構築、アの(オ)養殖経営の合理化に向けた生産のスマート化や協業化などに取り組みます。

また、②経営の安定化としまして、経営持続化のための金融支援などに取り組みます。5年後の目標は、経営基盤を強化する経営体数と新たに経営構造を改革する経営体数について設定しております。

続きまして、冊子50～51ページをお開きください。

委員会資料は50ページ、右下になります。

(2) 水産バリューチェーンの最適化についてでございます。

現状と施策の方向性のとおり、水産業の成長を実現させるためには漁業・養殖業だけではなく水産物の流通事業や水産加工業の成長も重要であることから、生産者、加工業者等が連携した輸出環境の整備や加工技術の開発、新たな商品開発等の多様な戦略により、水産バリューチェーンの最適化を図ることで、水産流通業や水

産加工業を含めた水産業全体の成長を目指します。

重点的に展開する施策では、①輸出の拡大としまして、アの(ア)、海外のマーケットニーズに対応できる生産・加工・流通の連携強化による水産物輸出バリューチェーンの構築や、アの(ウ)輸出に必要となる加工・流通施設の整備やH A C C P等認定・認証取得支援などに取り組みます。

また、②加工・流通・販売の強化としまして、イの(ウ)、加工技術開発や新たな水産加工品の開発に係る支援体制の強化や、イの(エ)本県水産物・水産加工品の特徴や地域の多様性・特性を活かした県産・地域ブランド品の創出の支援などに取り組みます。5年後の目標は、H A C C P等の認定・認証取得数と水産加工フード・オープンラボの利用件数について設定しております。

冊子52～53ページをお開きください。

委員会資料は51ページ左下になります。

重点施策の3、気候変動に対応した持続可能な水産業の実現の(1) 水産資源の利用管理の最適化についてでございます。

現状と施策の方向性のとおり、水産業の成長産業化には、水産資源の持続可能な利用管理が不可欠であることから、国による、T A C管理の拡大やI Q方式の導入等の資源管理の高度化について適切に対応するとともに、資源評価結果に基づく資源管理措置の効果検証等による沿岸資源管理の高度化や、ウナギ稚魚流通の透明化に向けた新たな管理体制の構築に取り込むなど、資源の利用管理の最適化を推進します。

重点的に展開する施策では、①広域回遊資源の適切な利用管理に取り込むほか、②沿岸資源の利用管理の高度化としまして、アの(イ)資

源管理措置の策定・実行や資源評価結果に基づく定期的な検証・改善などの積極的な資源利用管理の取組を進めるほか、アの（ウ）、気候変動への対応や水産資源の合理的利用に向けた新たな操業体制の構築促進などに取り組みます。

また、③内水面資源の回復と適切な管理としまして、イのウナギ、アユ資源等の適切な利用管理などに取り組みます。5年後の目標は、資源管理措置の効果検証数と密漁監視活動日数について設定しております。

冊子54～55ページをお開きください。

委員会資料は51ページ、右下になります。

（2）水産資源とブルーカーボンを育む漁場保全の推進についてでございます。

現状と施策の方向性のとおり気候変動や生態系の変化が懸念される中、本県の水産業においても環境と調和した持続的で責任ある漁業・養殖業の推進が求められていることから、藻場の維持・拡大や食害生物、外来生物への対策等に取り組むことにより、海洋・内水面における環境や生態系の変化に対応した漁場環境保全の推進に取り組みます。

重点的に展開する施策では、①グリーン成長の基盤となる漁場環境保全の推進としまして、アの（ア）核藻場の造成や植食性動物対策、栄養塩対策等による藻場等の維持・拡大などに取り組みます。

また②内水面の生態系保全の推進としまして、アの（ア）長期化する濁水や外来魚等の課題に対する対策の検討、漁協が中心となった内水面資源の増殖活動や県民参加型の環境保全の取組の実施による宮崎県内水面漁業活性化計画の着実な推進などに取り組みます。

5年後の目標は、藻場等の環境保全活動面積と漁協による内水面の増殖活動数について設定

しております。

冊子56～57ページをお開きください。

委員会資料は51ページ左下になります。

重点施策の4、力強くにぎわいのある漁村づくりの（1）災害リスクに備えた漁村づくりについてでございます。

現状と施策の方向性のとおり、災害リスクや漁港施設の老朽化に対応するためには、引き続き、漁港の防災・保全対策を進めることが重要であるため、漁港施設や海岸保全施設における地震・津波対策や老朽化対策を推進してまいります。

また、操業の安全を確保するため、漁業無線の機能維持や事故防止の普及啓発により、災害リスクに備えた漁村づくりを推進します。

重点的に展開する施策では、①漁港の防災・保全対策の推進としまして、アの地震・津波対策の推進のほか、イの（ア）漁港施設の計画的な維持・補修及び更新を行いつつ、コストの平準化・縮減を図るなどの取組を進めてまいります。

また②操業の安全確保としまして、アの（ア）油津漁業無線局を通じた気象海象や海上漂流物等に係る情報提供、海難、要医療、故障時等を含む無線通信の提供などに取り組みます。

5年後の目標は、地震・津波対策完了漁港数と老朽化対策を実施する漁港施設数について設定しております。

続きまして、冊子58～59ページをお開きください。

委員会資料は51ページ右下になります。

（2）力強い漁協を核とした漁村の活性化についてでございます。

現状と施策の方向性のとおり、人口減少や高齢化が進行する中であっても、漁村や内水面の

有する多面的な機能が引き続き十分に発揮されるよう、系統組織の基盤強化を図るとともに、海業による漁村活性化を推進します。

重点的に展開する施策では、①漁業の成長を支える漁村の機能・基盤強化としまして、アの（イ）漁協系統組織と連携した合理的な組織づくりの促進や、ウの（ア）、（イ）生産・流通施設の地域間の共同利用や運営合理化を検討するとともに、これらの実現に必要な施設整備の支援などに取り組みます。

また②漁村・内水面のにぎわい創出としまして、アの（ア）漁協直営の直売所や食堂等による水産物の販売や料理の提供、商品開発や製造、プロモーションなどモノ消費の促進による漁村地域における水産物の消費増進や、イの（ア）漁協など地域が主体となった体験放流や釣り教室、河川清掃など、県民が水辺に親しむための活動支援などに取り組みます。

5年後の目標は、主要漁協の直売所・食堂販売額と漁協による新たな海業の取組数について設定しております。

○坂元家畜防疫対策課長 委員会資料の53ページを御覧ください。

県内の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの発生状況及び防疫措置についてであります。

1の農場の概要ですが、発生は日向市の肉用鶏約4万8,000羽を飼養する農場であります。

2の経過ですが、11月21日11時30分、農場から延岡家畜保健衛生所へ死亡鶏が増加した旨の通報があったため、延岡家畜保健衛生所が立入りし、13時30分に簡易検査で陽性を確認しました。

その後、15時20分に宮崎家畜保健衛生所での簡易検査でも陽性を確認したことから、17時に

県対策本部会議を開催し、疑似患畜と確定した場合の迅速な防疫措置について確認しました。18時には、国の消費・安全局長と児玉部長とのウェブ会談も開催しております。

翌22日6時に宮崎家畜保健衛生所のPCR検査の結果、H5亜型と判明したため、その結果を国へ報告しました。同日8時に国が疑似患畜と判定したことから、農場等での防疫措置と消毒ポイントでの車両消毒を開始しました。

また、11時には市町村や関係者を参集した緊急防疫会議を開催し、ウイルスの侵入防止対策と早期通報の徹底などを改めてお願いしたところであります。

3の防疫措置状況ですが、殺処分は22日の22時10分に終了、埋却、清掃・消毒は翌23日の11時に終了し、農場の防疫措置が完了しました。

4の今後の予定ですが、本日実施しました清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査において、検査対象、農場全てで陰性を確認しましたので、国とも協議の上、本日14時に搬出制限区域を解除し、監視強化区域へと移行します。

また、12月15日には移動制限区域を解除し、監視強化区域へと移行し、12月22日には監視強化区域解除検査を経て監視強化区域が解除となります。

なお、監視強化区域とは、搬出及び移動制限区域が解除された後に、一定期間、本病の発生を監視し、感染拡大を防ぐために設定される区域で、令和6年度に新設されております。

最後に、今シーズンは県内においても、これまでで最も早い10月中旬から野鳥での感染が確認されておりますし、農場での発生時期も過去と比べて早くなっております。今後も発生リスクが非常に高い状況が続きますので、さらに緊張感を持って、発生予防対策の徹底を図ってま

います。

○川添委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項1つ目、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（後期計画）の素案について、資料39～46ページについて質疑はございませんか。

○井本委員 資料46ページ、重点プロジェクト指標の順番が（１）～（３）と書いてあるけれども、私はもうかる魅力ある農業であれば人は集まると思います。ここには、人を集めることが記載されています。私は順番が逆だと思っております。もうかる魅力ある農業であれば、当然人が集まると思うんです。その辺の順番をもう少し考えてもいいと思うけれどもいかがでしょうか。

○梶原農政企画課長 おっしゃるとおりで、もうかる魅力ある農業を体現することで、これから農業に入ってきたと思う方に示していくということが重要だと考えております。

資料の43ページでも書いておりますけれども、人材の確保・育成に当たっては、好循環のサイクルを回していくことが必要だと考えておまして、委員おっしゃるような稼げる農業を実現することで、地域内外から多様な人材が入ってきて、それからその方々が定着して育っていき、また新たな稼げる農業経営体に育っていくという姿を目指していきたいと思っております。今農業に就いていただいている方々にも、稼げる農業経営を目指していただくということが重要だと思っております。ここにつきましては、家族経営体、それから法人経営体を問わず、しっかりとそれぞれの施策で支援をしていくことで、農業所得を上げていくということに取り組んでいきたいと思っております。

○井本委員 そのような循環でいいんだけど

も、何度も言うように、中心にあるのは稼げる農業であることから、順番を並べ変えるつもりはないのか確認しているところです。

○梶原農政企画課長 おっしゃることは重く受け止めたいと思っておりますけれども、農業をしていく上で、やはり人がいないと農業をやっていく基盤がないということになりますので……。

○井本委員 もうからなければ人は集まらないわけだから、鶏か卵かどちらが先かであり、やはり中心になるのはもうかる農業と言っているだけです。どちらも大切であることは、あなた方も分かっていると思います。だから、最初に魅力ある農業と書くのか、人が集まる農業と書くのか、どちらかだけの話です。私はやっぱりもうかる農業が先ではないかと思えます。この順番を書き換えるつもりはないというのであれば、それはそれでいいのだけれども、私はこの順番は確認したほうがいいのではないかと考えているだけです。

○梶原農政企画課長 この長期計画の大きな目標といたしまして、持続可能な魅力ある、稼げるみやざき農業の実現というものをまず大目標として掲げておまして、これを達成するために考えているのが、この3つの重点プロジェクトでございます。委員がおっしゃるような稼げる農業というのは、一番上の大きな目標として掲げておまして、これを達成するための手段として、人を集める、それから生産性を高める、持続性のある農業を実現するというところで構成してございます。

○井本委員 要するに改めるつもりはないということですね。もう一度、検討してください。

○山下委員 資料41ページ、経営耕地面積が記載されておまして、田んぼと畑で6万ヘク

タールぐらいあったと思うんですが、この資料に記載している数字は、荒廃農地の面積は含まれていないのでしょうか。

○梶原農政企画課長 ここでお示ししておりますのは、経営耕地面積で、農地の総面積ではございませんで、農業経営体が現在経営をしている面積になっております。耕地面積と経営耕地面積という概念がありまして、耕地面積は委員おっしゃるような、5年前ですと6万5,000ヘクタールほどありまして、直近では6万1,800ヘクタールとなっております。この差異が生まれますのは、先ほど申しましたように、農業経営体が現在耕作を行っている農地でございます。販売額が一定以下の自給的農家が使っている農地はここに含まれないということですので、その4万ヘクタール余と6万ヘクタール余という差が生じている状況でございます。

○山下委員 それで、このデータを出すのはおかしいと思います。例えば、農村集落というのは、販売先がなくても自給的農家として、集落を支えています。そういったことも考えて、耕地面積を考えていく必要があると思います。この長期計画の中でそのあたりは、どのように考えたのでしょうか。

○梶原農政企画課長 この主要指標としてお示ししているものは、経営耕地面積で前期計画から引き続きお示ししているものでございますけれども、委員おっしゃるとおり、自給的農家も含めて地域の農地を守っていただくということは重要だと考えております。ここには掲げておりませんが、冊子36ページに、農業構造の展望というものをお示ししております。下段でございますけれども、こちらに耕地面積の展望ということでお示ししております。こちらにつきましては、自給的農家が耕作するような

農地も含めておりまして、現状ですと令和12年に6万2,700ヘクタールということでお示ししておりますので、こちらの経営耕地の目標もしっかりと掲げながら、この計画は進めていくということで考えております。

○山下委員 私はそのあたりの整理はできていませんが、面倒なこと考えていますね。

第八次長期計画が進んできており、前回の9月定例県議会でこのあたりの質問を取り上げました。令和3年に、この計画を公表していると思いますが、当時、円の状況が1ドル110円台ということで安定した農業経営体でした。30年ぐらい1ドル110円台の推移で、日本の農業というのは成り立ってきたんですが、急に円安になって、宮崎県だけでなく日本全体が、ダメージをかなり受けてしまいました。これが前期計画の状況だったと思います。

例えば、餌、肥料、建築資材とかも全て価格が上がってきた農業経営環境の中で、農業というのは価格転嫁ができなくて、農家人口がかなり少なくなっています。私は、この後期計画を策定するに当たって、その辺の現状認識と、宮崎県は農業県ですから、農業というのをいかに安定、維持させ、生産力が落ちないようにやっていくための施策をやっていかないといけないと思うんです。

後期計画の中で、その辺をどうしたら生産維持ができるか。具体的に、農業法人を増やしていくこと、担い手を少しでも増やしていくことが大きな課題であることは間違いないと思います。1,000万円の農家所得を得るための施策を進めていくために、具体例が記載されていますが、私はやはりもうかっていかないと、担い手も存続していかないと、

様々な統計を見ると、現在の経営環境の中で、

農家の生産維持に今、非常に迷いが出ています。例えば、50代、60代、まだまだ農業経営はできます。しかし、担い手として、跡を継がせようかというときに、将来の絵が描けないということです。なぜなら、現在の円安の状況であれば、農業の将来に対してどうしても不安が払拭できません。将来に夢が持てないというのが今の農家の状況です。あなた方が、この後期計画の中でしっかりとした営農体系の絵が描けるのか。これが示すべき姿だろうと思うんです。これでやっていけるんだという大きな目標は何かありますか。

○梶原農政企画課長 現状の円安の中で、農業者個人ではどうしてもできない、そういうマクロ的な課題がある中で、どのように農業者に夢を持っていただくかということで、一つ大きく掲げておられますのが1,000万円の農業所得の目標でございます。これは、これから農業を志す方、それから今農業をされている方に、農業という職を選んでいただくために大きく打ち出していきたいものであると考えております。これを達成するために打ち出していくのが重点プロジェクトでございまして、農業者個人の努力ではどうしてもできないところに行政がしっかりと寄り添って、様々な施策を行います。農業者の方々の心が農業から離れていかないように、しっかりと行政としても伴走支援をしていくという意味で、今回この重点プロジェクトを打ち出させていただきました。

○山下委員 経営耕地面積が4万ヘクタール余あり、限られた人数で、しっかりと農業を担っていき、そして生産基盤をしっかりと維持していこうと思えば、私はもう少し踏み込んだ対応や対策をやっていないと不安です。土地利用型農業においても、人がいなくて、外国人に頼ら

ないといけない状況です。雇用だって思うようにいかない。人件費も上がっていく。本当に価格転嫁ができて、安定した収入を得られるかどうか不安なんです。その不安を払拭するための政策をしていく必要があると思います。

例えば、土地利用型農業——農業法人等もかなり多くなってきているんですけども——やっぱりこの人たちが農地をしっかりと耕作していくためには、品目に合う機械化の導入とか、踏み込んでいく必要があります。

例えば、宮崎県は様々な試験場を持っていて、全国よりすばらしい人材、環境設備があるので、将来的な営農体系として農地を守っていかないと、農地の崩壊がどんどん進んでいきます。私は、具体的な施策について書けるものはないかと思うんです。

○梶原農政企画課長 おっしゃるとおり、今後、農業者人口が減っていく中で、一人の農業者に担っていただかないといけない土地の面積は大きくなっていきますので、そういった状況ですとか、それから品目については、我々もしっかりと力を入れていかないといけないと思っております。

土地利用型品目ですと、分業体制をしっかりと構築することで、少ない人数でも効率的な農業をやっていく耕種版インテグレーションという形で、今回の重点プロジェクトにも書かせていただいております。

それから、試験場につきましては、天候が過去とは全く違い高温になることが続いておりますので、今後、こういった気候に対応した品種、作型の検討もしっかりと進めていかないといけないと書いておりますので、そちらにつきましても生産性の高い農業の展開というところで、横断的・重点的に取り組んでまいりたいと考え

ております。

○山下委員 各論になっていくと、一つ一ついろいろなことが出てくると思うんですが、スマート農業化は国が推進して実施しています。であれば、生産性を上げていこうと思えば、農地の集積と大区画化がもう避けて通れません。資料46ページ、区画の拡大に取り組んだ面積として、5年後の目標数値は800ヘクタールとしているけれども、この数値の根拠を説明してください。

○井上農村計画課長 現在、後期計画の中で、圃場整備を基本的には10年で進めております。その圃場整備は年間30ヘクタールが、現在のペース及び予算規模になります。まず、その800ヘクタールの内訳の一つが圃場整備になります。

それと畑につきましては、畑かんのほうで圃場整備をやっておりまして、畑の圃場整備も、今のペースでいきますと大体年間40ヘクタール進めております。ここを合わせまして、圃場整備だけで5か年間で350ヘクタールを見込んでおります。

それと簡易基盤整備については、基本的には畦畔除去を行政が進めておりまして、併せて暗渠排水とか農地の条件を改善するための事業、石とか混ざる時に除去する事業があります。これは年間20ヘクタールほどで、5か年間で100ヘクタールになります。

それと県単事業において、同じく簡易基盤整備について小規模なところを、大体年間20ヘクタールやっていますので、この2つを合わせて簡易基盤整備が200ヘクタールになります。

あと、畦畔除去については、今後、5か年間の中で集中的に、行政ではなくて農業者が、あまり手をかけなくても農業者だけでできるよう

なところは、農業者に畦畔除去やってもらおうという事業を新たに進めたいというところで、今準備を進めていますけれども、これが大体年間50ヘクタール程度を進めていきたいと考えております。これは5か年で250ヘクタールぐらいを目指しています。これら全てを合計しますと約800ヘクタールになる予定でございます。

○山下委員 今の事業を進めようとするれば受益者負担はどれぐらいになるのでしょうか。

○山内農村整備課長 まず圃場整備——通常のフル整備で用排水路から整備する事業につきましては、国の補助事業もありまして、基本的に農家負担が出ないような形で実施できる状況にございます。

先ほど説明した簡易基盤整備は、大区画化等もその中に含まれておりますけれども、そういった事業につきましては定額の補助ということで、畦畔除去であれば定額で100メートルあたり5～6万円ほど補助するといった形になります。また、基盤の整地が必要なものについては、また上乘せの補助がありまして、定額補助を行っていくというような形で取り組む予定としております。

○山下委員 大型圃場整備は、受益者負担はないということでしょうか。

○山内農村整備課長 地元負担がないという形でできる場合には、担い手へ農地の集積・集約を図られることが条件で、地元負担分が補助されますので、集積・集約が進まない場合には、手出しが必要になってくる場合もございます。

○山下委員 今、基盤整備を年間30ヘクタールずつやっていると説明しましたが、この30ヘクタールというのは、例えば、都城市沖水が二百数ヘクタールで整備していると思うけれども、そのあたりと違うのでしょうか。

○山内農村整備課長 その大区画化につきましては、従来の圃場整備でやっている部分と、今後、県単等も含めながら、進めていく面積を含めたものと考えております。

○山下委員 いいですか。全国的に宮崎県は基盤整備率が低いので、急がないといけないんです。

現在、沖水では、受益者負担については、農業法人が負担していこうということで進んでいますが、私は、これから農家の負担があれば前には進まないと思うんです。簡単な畦畔除去の基盤整備をするにしても、受益者負担なしで畦畔除去ができるのかどうか。そこ辺をあなた方は明確な考え方を示して、この後期計画の数値目標を出していく必要があると思います。先ほど畦畔除去において、5～6万円と言われましたけれども、それで対応できるのかできないのか。できないとすれば、その対策をしていかないと、基盤整備も畦畔除去も、誰もやらないと思います。

過去に、私は祝吉の上流区域を14ヘクタールほどやりましたけれども、地元の人たちがかなり労働して、地元でやれることをやって、事業がつながった気がしました。今そういう力は農村にはありませんから、施策の中で進めていかないといけません。3反歩以上の区画整理というのは、全国が六十何%でありながら、宮崎県はまだ四十五、六%だったと思います。農村整備、基盤整備をやっていないと、農業を担う人がいなくなると思います。あなた方は、そのような問題意識をどれだけ持って、後期計画を策定していくのか、しっかりと責任を感じる必要があると思うけれども、いかがでしょうか。

○井上農村計画課長 委員おっしゃるとおり、農家の方は、今事業を起こすにしても負担金が

課題となっているところはよく聞いております。

県内でも圃場整備を進めておりますけれども、事業化になったとしても、なかなか農地の所有者が県外にいる、所有者が不明な農地、相続がまだなされていないとか、いろいろな課題があって、圃場整備も計画通りに進まないところもございます。そのようなことを踏まえて、地域で20ヘクタール以上のくくりで事業をするというところもあります。加えて先ほど説明しましたとおり、個人の担い手に向けて、地域ではなくて担い手に向けた区画拡大を進めていこうという観点で、新たに法人、大規模農家、家族経営、規模拡大を進めることを希望される農家につきましては、的確に捉えて、それらにかかる費用の現地調査を速やかに行いながら、費用を算定して、国のほうに要望していく流れを考えているところでございます。

当然、委員おっしゃられる農家負担につきまして、再度我々も工夫を凝らしながら、負担がかからないようなところを、また地元のほうにも説明しながら、寄り添いながら進めていきたいと考えております。

御指摘のとおり、我々も考えておりますので、またお知恵をお借りしながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○山下委員 あなた方は、言い訳しているだけです。土地の所有者不明や未登記というのは、宮崎県だけでなく全国で同じです。農業県でありながら、それだけの事業が進められなかったのか、そこが不思議で仕方ないです。あなた方は、もう少し積極的に市町村に対して、事業の推進や集落の訪問などして、必要性を訴えていく必要があります。全国と比べて、宮崎県は劣っているんです。

鹿児島県だって、同じような状況です。宮崎

県だけが、未登記とか、所有者不明が多いわけではないんです。本気度が足りません。地域計画づくりにおいて、そういう具体案を出さないと前には進まないと思うんです。そのことをしっかりと把握して、これだけのメニューがあり、こういう体制でやりましょうと、市町村に対して、本気の姿勢をみせる必要があります。今の農業基盤の中では、さらに厳しい農業情勢になっていきますから、戸高局長、そのことを早急に進めてください。

○戸高農村振興局長 圃場整備につきましては、本県は、全国に比べて遅れているという認識をしております。圃場整備の地元負担につきましては、集積・集約をするのが前提になってまいりますので、事業計画段階から換地計画をつくるまで、地元負担がないようにということで、地元と話し合いながら事業計画をつくります。また、事業を軌道に乗せることを今しっかりとやっております。新規地区もここ数年増えてきておりますので、先ほど申しましたとおり、なかなか進まないというところはありますけれども、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。それに加えて、スピード感を持って簡易基盤整備もしっかりやっていきたいと考えているところでございます。

○山下委員 お願いします。10アールを5反歩にした場合では、生産費はこれだけ減少し、所得はこれだけ残るということを、あなた方が具体的に示して、地域計画づくりの中での話合いをお願いしたいと思います。

それと、後期計画の中で、農業生産法人の計画値を増やしていくということでした。令和8年度、JAは一本化に進んでいきます。地域の中では、農業法人経営体の人たちの寄り添う場所というのがどんどん希薄化しています。だ

から、農業法人経営体が力強く農業生産活動ができるような支援体制を構築していくべきだろうと思います。都城市、三股町を入れて210社ぐらいあったと思うんですが、お互いの組織のつながりが希薄です。この人たちにしっかりと都城盆地を背負って立ってもらわないといけない。そして、地域間の中での農業法人同士の連携というのを、今からしっかりと組織化していくことと、指導体制です。私は柳田次長と何回か話合いをしているけれども、例えば、法人経営体の指導体制の在り方をどうしても確立して行ってほしいということです。

例えば、今農業法人もこれだけ雇用して、経営環境が厳しくなる中で、最低労働賃金も上がり、固定経費はどんどん上がっていく。一方、販売単価というのは、価格転嫁が農業では非常に厳しいです。また、自然環境においては、温暖化の影響があり、今年に関しては秋がほとんどなく、あつという間に夏から冬になりました。農業経営環境というのはこれだけ厳しくなってくる中で、私が、お願いをしているのは、農業改良普及員OBの方々、技術職の皆さん方が定年になった後、各地域での法人経営体の相談支援の窓口を行う機関がつかれないのかを相談しています。この計画の中で、そのあたりの構想というのは、何も位置づけていないのでしょうか。

○梶原農政企画課長 委員おっしゃるとおり、今後、地域農業を担っていただく農業法人の経営体質の強化というところは、我々も力を入れていかなければならないと考えております。

委員がおっしゃるような普及員OBの活用というところまでは、今回の計画には記載していませんけれども、営農指導体制の強化というところは、我々も問題意識を持って取り組んでい

かなければならないと考えておりますので、そういった法人に対する経営面も含めた相談体制をどのように構築していかなければならないのかというところは、今後しっかりと検討していきたいと思っております。

○山下委員 早急にその対策をお願いいたします。県独自で、人件費を確保していくということは難しいでしょうから、国と支援体制など交渉するなどして、お願いしていく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○梶原農政企画課長 法人経営の経営体制の強化というところは、国のほうも問題意識を持っていると認識しておりますので、そこについては我々のほうからもしっかりと声を届けていきたいと思えます。

○山下委員 この場には技術の方たちが多くいると思うんですが、宮崎県の農業を支えるアドバイザーとして、働くというムードづくりをしていく必要があると思うけれども、柳田次長、その考え方を教えてください。

○柳田農政水産部次長(技術担当) 委員おっしゃるとおり、我々のベースは技術だと認識しております。この技術をベースにして農家の方々といろんな議論をしていく。そこが、本県農業の一番の根底にあるのではないかと考えております。

先輩たちもそのような産地づくりをしてきました。我々もそういうところを現場で見えてきたわけでございます。そういった意味では、今度の後期計画については、普及員、試験場の研究員、こういった技術に携わる人材をしっかりとレベルアップしていこうという取組を強化していきたいと思っております。

○山下委員 ぜひ、よろしく願います。

○二見委員 私の質疑は、そんなにたくさんは

ないんですけども、今の説明を聞いていて、大丈夫なのかと思いました。この間の一般質問で、この第八次長期計画で県内の農業に関係する人たちに、集約、効率化だったり、そういったものを進めると言っていたけれども、説明した数字を聞いていると、この5か年でどれだけ進むことをイメージしているのかと思いました。農地の集約は現段階でも非常に苦勞しているわけですが、しかし、この間、知事が答弁された内容、イメージと、今回のこの計画内容をみると、あの表現が合っているのかと思えますがいかがでしょうか。

要するに、今、地域計画というのは、いろいろ人たちが関わっています。農業法人や集落とかあり、大きいところもあれば小さいところ何反何畝しか持っていないような人たちも含め、そういった人たちが、この地域の農業をしっかりと守っていくんだという方向に意識を持っていく必要があります。今の話を聞いている段階で、自給農家は少し違うとか、そのようなことを言っている場合ではない気がします。この間の答弁を聞いていたので、今、すごく不思議に思ってきたんですけども、どのように理解すればよろしいでしょうか。

○梶原農政企画課長 この長期計画の根底にありますのは、法人、それから家族経営体を問わない、家族を中心としたみやざき型家族農業があると認識しておりますし、先日の知事の答弁もそうしたことを踏まえたと考えております。

法人経営体に対する支援は、これから力を入れていくところですけども、それは決して個人の家族経営体を見捨てるとか、そういったことではございません。しっかりと農業を続けていきたいというような農業者が、今後も農業という職業を続けていけるようにするということ

を、この計画でも記載していきたいと思っておりますし、多様な農業者が活躍できる環境づくりというところも、今回の計画の中で記載させていただいているところがございます。おっしゃるとおり、小規模な農家ということも、本県農業を支える大事な要因でございますので、そういった方々にも寄り添った計画にしていきたいと考えております。

○二見委員 寄り添った、寄り添っていないとかいうより、どこをどのように変えていくのかという全体の地域のイメージができていないと思います。地域の中に、法人もあれば、個人でやっているところもあります。地域計画のマップを見せてもらいましたが、本当に細かく所有者が違っており、集約、集積が全く進んでいない状況でした。こういったところをどのようにしていくかだと思うんです。包括的にやるのではなくて、ピンポイントにどこをするのかをしっかりと示すことが大事です。意見が合わない場合であっても、この地域の農業を守るときには、お互いが協力しないと生き残っていきません。自分が食べる分だけをつくるんだったら、その人たちはその人たちができる農地があればいいのかもしれないし、先祖伝来の土地を守らないといけないという考えもあると思います。しかし、そういった人たちに対して、この地域のために、ある程度大きなところに集積・集約化や施業受託してもらわなければならない。こういったときにお互いが協力や補完できる環境をつくらないといけないということが、この間の知事の答弁であったイメージだと思うんです。大きいところも小さいところも、家族でやっているところも法人だろうと、地域の中に一体となって、農地というものを守っていくという、機運をしっかりとつくるということが大事ですし、

そのイメージをこの長期計画の中でしっかり示すべきです。要するに、将来像というのがここで描かれないといけないと思うんだけど、話を聞いていると、その地域の小さな部分だけで、どこがどう変わるのかというのは見えてこないです。長期計画も残り5年としている中で、農地がどのように変わったかというイメージが全然見えてこないです。県民に、法人も家族経営などにも、しっかりと伝えるメッセージ性というものを持たないと、うまくいかないと思いますが、そのあたりについて、いかがでしょうか。

○梶原農政企画課長 委員おっしゃるとおり、それぞれの農家の思惑が違う中で、地域としてどういう将来像を描いていくか、さらには、県として、どういう将来像を描いていくかというところだと考えております。その基盤にあるのは、今年3月末に出来上がりました地域計画であると考えておりますけれども、現状その地域計画は、委員おっしゃるとおり、将来の5年後、10年後の姿を見据えた計画であるとしつつも、実際はそうっていないというのが、一つ大きな課題だと思っております。それは、地域の中で、徹底した話合いができていないということもあるかもしれませんし、腹を割った話合いができていないということもあると思っております。なかなか地域の方だけでは、そういった話合いがうまくできないということも聞いておりますので、そこはしっかりと市町村が計画主体とは言いつつも、県、普及センターも含めて地域に入り込んで、徹底した話合いを進めてもらう。その中で、法人に集めていくのか、あるいは5年間は自分でやっていくのか、5年が過ぎた後は、その農地を法人に預けていくのかと、そういった近視眼的ではない長期的なビジョンを持った話合いを進めていくのが重要だと思っ

ております。

後期計画の中では、地域ごとの、それぞれの地区ごとのビジョンというものも支庁振興局単位でつくっていただいております。その中で、重要な視点としているのが、地域の産地をどのようにするのかという視点で、支庁や各振興局で考えていただいております。そうした地域ごとの産地づくりという視点で、今後5年間をかけて、各地域で地域計画をベースとしながら、話し合いをしていただくということで、我々は期待していきたく思っております。

○二見委員 少し見えてきたような気がしました。5年後10年後の展望を、皆さんがしっかりイメージを持って、また相手方にイメージしてもらって話をしていくというところだろうと思いました。この5年間というだけではなくて、人それぞれのライフステージやライフプランがあるでしょうから、しっかり寄り添うということも大事けれども、皆さんがしっかり自信を持って伝えていく必要があると思うんです。相手方の言い分を聞くだけではなくて、自分たちが描いている将来像に向かってみんな付いて来てくださいよと、そのために、先ほどの普及員とか含めて、もっと理解を深めた上で、県内全域に展開してほしいと思ったところです。

○下沖副委員長 前期計画と後期計画で大きく変わった点、もしくは新しく取り入れた事業とその目的があれば教えてください。

○梶原農政企画課長 前期計画と後期計画の大きな違いといたしましては、説明の中でも申し上げました重点プロジェクトを大きく位置づけたところがございます。その重点プロジェクトの指標として、所得目標を掲げたというところ、それから、3つのプロジェクトごとに指標を掲げたというところがございます。

それに加えて、先ほど二見委員にも申し上げました地域ごとのビジョンというものを、前期計画では、この基本計画の外側に位置づけておりましたが、その地域と基本計画の大きな方向性を一致させることが重要だと認識しておりますので、今回、後期計画でその地域ごとのビジョンと将来像を基本計画に入れ込んだということでございます。

○下沖副委員長 地域ごとのプランを今回新しく入れたということですね。西諸地域とかいろいろ入っていました。これらが新しく入って、地域ごとの課題を分けて、目標を立てているということですね。

あと、この長期計画は、自分たちで策定しているのか、会社等に委託しているのでしょうか。

○梶原農政企画課長 この後期計画につきましては、農政水産部全体で議論をして策定しております。その過程では、地域の農業者、農業団体の方々の御意見も踏まえながらつくり上げたということでございます。

○下沖副委員長 地域ごとの計画を見ていると、いろいろな特徴が出ていて興味深かったので、ぜひ頑張ってください。

○川添委員長 ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（後期計画）の素案についての質疑は終了いたします。

次に、その他報告事項2つ目、第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画（後期計画）の素案について、資料47～52ページにつきまして、質疑はございませんか。

○山下委員 温暖化により海水温への影響があるわけですが、これらの環境変化によって、宮崎県の水産資源にどのような変化があるのです

ようか。

○西田水産政策課長 定置網などの沿岸漁業において、以前であれば沖縄県で主に捕れていたような種類の南方系の魚——タカサゴ、グルクンとかの漁獲の割合が増えていると伺っております。

それからもう一つは、藻場を食い荒らす植食性魚類、海藻類を食べる魚類の活動が活発になって、藻場の形成を阻害するようなことが、以前に比べて強く起こっているということを伺っております。

○山下委員 私が聞いているのは、黒瀬水産の事例で、30メートルぐらいのところに生けすが埋まっており、水餌をやるときに空気を入れて浮かせる。上下の水温の差がかなりあると、非常にストレスとなり、魚が死んでしまうということで、藻を沈ませることによって、その下で水餌をやる方法など研究開発しているということでした。

今年は、ウナギが例年になく豊漁だったと聞いています。そういう資源の変化がどのように起きているか教えてください。

○西田水産政策課長 委員御指摘のとおり、特に水温変化というのは、太陽の日射を浴びることによって、表面の水温は非常に高く上がります。ブリなどは、割と冷たい水温を好みますので、そのストレスを避けるために、黒瀬水産などでは、30メートル深い十分に水温の低い水深まで沈める取組をされています。こういった浮沈式の普及や生けすの導入など県としても後押ししていきたいと考えております。

それからウナギについて、こちらはまだウナギ全体の生態、資源状況が、ヨーロッパが出す一部データと日本側の出すデータは、意見が食い違ったりしておりまして、世界全体でウナギ

の資源状況に関する、共通の理解に至っているかということ、まだ、そこまで完全に解明されているわけではない状況になります。こういったところも国に要望しながら、解明を図っていくとともに、どうしても天然の種苗頼りですと、その年によって、不漁だったり、豊漁だったりの波がございます。今、国が中心になりまして、ウナギについては人工種苗の開発を進めておりまして、宮崎県もその一端を担って開発に参加しております。今、シラスウナギ1匹当たりのコストは、以前に比べてまだ高いんですけども、実用に近づいてきていると聞いておりますので、こちらも国と共に、開発を進めて実用化と実装までいくように、県としても取り組んでいきたいと考えているところです。

○山下委員 水産環境を取り巻く歴史においては、例えば、遠洋漁業は燃料が非常に上がってしまうと、漁獲量が少ない、捕れなくなったことを考えて、近海のほうに切り替えるなど、様々な動きがあったと思うんです。あなた方がこの計画を策定するに当たって、これからの水産振興における、担い手も重要になってきます。例えば、先ほどの黒瀬水産の件は、黒瀬水産が独自に考えたのか、県が、何か働きかけをしたのでしょうか。

○西田水産政策課長 養殖業全体の強化ということで、国のプロジェクトがありまして、それに黒瀬水産が手を挙げて導入されたと承知しております。

それから、先ほど御指摘のあった遠洋漁業が資材等の高騰とともに近海に切り替わってきております。宮崎県の水産業、特に漁船漁業の主力はカツオ一本釣り漁業とマグロはえ縄漁業でございます。遠洋漁業に比べれば、近海の漁場であるということと、それからまき網などの網

漁業に比較しますと、カツオは少し人手がかかるんですけれども、漁船漁業の中では割と経費をかけずに操業することができます。そのため宮崎県の一つの水産業の強みとして、今残っている現状だと認識しております。その辺も漁業業界の意見を伺いながら、しっかりと担い手確保を含めて、支援していきたいと思っております。

県全体で見ると担い手の目標とか、未達成の状況が続いているんですけれども、それでも60人目標に対して、50人前後の担い手は毎年確保している状況ですので、そこをもう一押し底上げして、漁業の存続を図っていきたいと考えております。

○山下委員 県内全般において、ちりめんをやっているだろうと思うんですけれども、その状況と、例えば、廃業していく人たちがいるのかどうか、把握していただけますか教えてください。

○西田水産政策課長 県内のちりめんにつきましては、今年は一部漁獲が上がっている地域もあると伺っておりますが、それでも全体的には厳しい状況にあると聞いております。

ちりめんは漁船をもって捕る方や、加工場と一緒に経営している方がおまして、後者が多いと承知しております。県外のちりめんを取り寄せて、加工場を経営してやっている方もいると承知しております。そういった中で、どうしても廃業が一部出てしまっている現状ではございます。その中で、ほかの漁業への転換を含めて、ちりめんがメインであるという前提はあるんですけれども、ちりめんが戻ってくるまでの経営を何とか維持するといいますか、あるいは可能であれば、転換していただくといったような後押しを、県として普及員が先頭に立って、話を伺いながら取組を進めていきたいと考えて

おります。

○川添委員長 ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画（後期計画）の素案についての質疑を終了いたします。

最後に、その他報告事項3つ目、県内の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの発生状況及び防疫措置について、質疑はございませんか。

○下沖副委員長 この養鶏場の鶏舎タイプは、ウインドレスか半開放式なのか教えてください。

○坂元家畜防疫対策課長 開放式の鶏舎であります。

○下沖副委員長 あと、鶏の日齢はどれくらいでしょうか。

○坂元家畜防疫対策課長 32日齢でした。

○下沖副委員長 これまでウインドレス鶏舎で高病原性鳥インフルエンザが発生したことはありますか。

○坂元家畜防疫対策課長 全国を含めてウインドレス鶏舎で発生した事例はございます。

○山下委員 防疫措置の延べ人数は、どれくらいでしょうか。

○坂元家畜防疫対策課長 県建設業協会、JA宮崎、関係団体等も含めて、延べ480名従事していただいております。

○山下委員 県職員は、何名くらい従事したのでしょうか。

○坂元家畜防疫対策課長 農場防疫に従事した人数につきましては、1陣当たり約113名で、3陣組んでおりましたので、約330名従事していただいております。

○川添委員長 ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、その他で何かございませんか。

○前屋敷委員 米政策について、消費者の立場からすると、米価格が高止まりしていてなかなか下がらないということがございます。この米不足の中で増産するという国の方針だったにも関わらず、現在、減産に変わってきています。その根拠というのが分からないし、減産して、米が足りるのだろうかと思います。ニュースでは、米価格が少し下がっているとのことでしたが、果たしてどうなるのだろうかと思いません。宮崎県の米農家が、この政策をどのように受けとめており、今後、米づくりに進んでいくのか状況を把握していましたら教えていただきたいと思います。

○白石農産園芸課長 令和7年食用米の生産量は、全国で748万トンでございます。国が示した令和8年産の生産目標が711万トンでありましたので、5%程度、令和7年産より少ない状況です。増産から需要に応じた生産ということに言い方としては変わってきているということです。

この数量について、米は6月末が期末在庫でございます。155万トンでございます。これは通常180~200万トンが適正在庫と言われている数字よりか相当程度低い数字でございます。また、これは36万トンの備蓄米の放出も含まれていますので、実際は120万トンぐらいということからすると、今年の期末在庫でいうと非常に少ない状況ですけれども、今年、先ほど申し上げましたとおり全国で748万トンということで、今年、作付面積が9%増えていますので、生産量も9%増えています。それからすると、来年の6月末の期末在庫が最大で229万トンと見通されています。さらに、令和8年産に711

万トン足しますと、最大245万トンになるということで、水準から申せば、かなり多い在庫量になると見通されております。これは裏返すと価格的には先行きとしては非常に厳しい状況かなと見て取れます。過去の期末在庫の数字とその年の米の価格というのは相関がありまして、180~200万トンに落ち着くのがいいだろうということですが、現状としてはそういう状況でございます。

○前屋敷委員 米農家の方々は、実際、今からまた作付けしていくことに対してどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○白石農産園芸課長 生産者としては、この辺の——肌感というのが恐らくできていないんだろうと感じます。その先の集荷業者の段階ではそういった見通しがありますので、来年の集荷は少し慎重になりたいという声も聞いておりますので、これが実際どういう集荷や仮渡金の状況がどのようになるかというのは、よく見ていれないといけないなと感じております。

まだ作付を増やしたいという方もいらっしゃいますし、来年については少し慎重になったほうがいいという状況で、ばらばらな状態だと感じております。

○前屋敷委員 米不足の中で、農家の皆さん方は、主食用米に切り替える農家もかなりおまして、そうなったら飼料用米や加工用米はどうなんだということで、少し不安も出てきたり、今度、主食用米の減産となると、またそちらのほうを増やしたりとか、農家としては振り回されている感じがします。私たちは、安定したお米の値段で食することができるように、農家の皆さん方も安心して米づくりをして、農業や米づくりがしっかり続けていけるようにしていく必要があります。そうしないと安心して農業に

従事できないので、一定程度県独自の方策が必要なかもしれないんですけども、そういった点で、国の米政策について、いろいろな意見を、県の立場から地方の状況等も踏まえて、国にアドバイスすることも必要だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○井本委員 米農家としては、今ぐらいの値段でいいと思っているけれども、消費者としては高いと言っているわけです。米農家の経費などを考えたときに、今ぐらいの値段を基準にして、これ以上安くなったら、国が補償するような制度をつくるべきではないのかと思うけれども、いかがでしょうか。

○白石農産園芸課長 そのようなセーフティネットを構築すべきだという御意見は、農業者からも非常に多く頂いております。今の政権の考え方は、そういったセーフティネットを構築すると、そこが頼りどころになってしまい、需要に応じた生産を阻害してしまうことになりかねないという大臣の発言等もあります。最低保証価格をつかって、それを下回ったときには国が補償するという考え方には、立っていないように感じております。

○二見委員 水産業・漁村振興長期計画について、先ほど人材確保の件で、年間50人ぐらいと説明があったと思いますけれども、それは漁業をする、魚を捕りに行く人になるのでしょうか。

○西田水産政策課長 漁船漁業、養殖業といったところに就業される方になります。

○二見委員 例えば、養殖業において、科学的、実験的なものなどがあり、魚を捕るだけでなく、様々な人材が必要になってくる時代だと思います。そういう意味で、50人というのは、分野ごとに充足しているのかと疑問があったところです。これから多様な人材需要に対しての取組と

いうのは、今回、一部あるだけで、具体的に何をしようとしているのかがないと感じたところです。

○西田水産政策課長 今回の長期計画に直接書き込ませていただいているのは、御指摘のとおり、生産部門です。漁業、養殖業とかに携わる方々の就業促進全国フェアへの参加ですとか、あと計画には直接書いてないんですけども、水産業界、労働組合、学校関係、一堂に会して、漁業に就業してもらうための方策を意見交換するといったような取組を始めています。

そのほかにも、もちろん関連産業、水産加工業、流通業とか、我が国全体の人口が減っていく中で、どう確保していくかという課題が共通でありますので、そういったところとも今後意見交換して、何ができるのかということを考えて、実行していくことだと考えております。

○二見委員 漁業は、ハイリスクな仕事であり、養殖業とかは、ハイスキルの仕事だと思います。それぞれに見合った、人件費、所得となるような状況ができているのでしょうか。そのあたりについて、この計画の中では、どのようになっているのでしょうか。

○西田水産政策課長 人件費は、利益から捻出されていきますので、トータルの生産額を上げていくということで考えております。

もう一つは、本県の漁業の特徴としまして、冊子23ページの下の表を御覧いただければと思います。

経営体は法人当たりの生産額、それから就業者当たりの生産額、特に法人当たりの生産額は九州・沖縄各県と比較しても比較的高い状況にあります。こういった強みをさらに伸ばしていくような取組を進めて、処遇改善の原資にさせていただくということが一つです。あと、特に漁

船漁業は陸上産業に比べて、労災の発生率とかが高いので、安全、操業に関する意識づけなど取り組んでいって、業としての魅力を高めていくことを考えております。

○二見委員 資料50ページの複合経営化において、タコつぼが掲載されていますけれども、これから宮崎県はタコを推進していこうというイメージがあるのでしょうか。

○西田水産政策課長 複合経営において、何が取り組めるかというのは、浜の地先によって何が捕れるのか大きく違いますので、実際に取組として狙える魚種の一例としてタコなど挙げさせていただいておりますが、それは浜ごとの事情を伺って、組み合わせてトータルの収益を上げていただくという取組をしていくことだと考えております。

直近、特にタコにつきましては、全体の供給、輸入が減っているという事情がございまして、浜値がいいので、狙って取り組まれる漁業者の方が増えているという現状ではございます。

○二見委員 モーリタニア産のタコが入ってこないと聞いたことや、アメリカでもタコを食べる人たちが増えてきており、今、日本が買い負けている状況を感じたところで、掲載されていたので、さすがだなと思ったところでした。今までの経費をかけて捕れたものが高値で売れるということが前提だと思えますし、それをしっかり流通にのせるのが大事だと思っています。ただ、そういうアンテナを立てる必要がありますし、いきなりタコが高くなって急に急落するというような状況もないと思います。また、ヨーロッパでの需要も上がっているということでした。北海道が一番の産地かもしれないけれども、九州でも、タコが捕れて、育てていくような考えを持ったほうがいいと思ったところで

した。

○川添委員長 ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもちまして、農政水産部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時9分休憩

午後3時14分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

採決について、委員会日程最終日、明日5日金曜日に午後1時から行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 以上で、本日の委員会を散会いたします。

午後3時14分散会

令和7年12月5日(金曜日)

午後0時59分再開

出席委員(7人)

委員	長	川添	博
副委員	長	下沖篤	史
委員		山下博	三
委員		二見康	之
委員		野崎幸	士
委員		井本英	雄
委員		前屋敷	恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主事	黒木	燿一朗
議事課主任主事	前鶴	彩友

○川添委員長 委員会を再開いたします。

議案の採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括採決がよろしいでしょうか。

○前屋敷委員 議案第6号を個別採決、残りを一括採決でお願いします。

○川添委員長 それでは、議案第6号を個別採決、残りを一括採決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 御異議ございませんので、まず、議案第6号について採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○川添委員長 挙手多数。

議案第6号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、残りの議案第1号、議案第7号、議案第17号、議案第22号及び議案第23号の各号議案について、一括して採決いたします。

各号議案につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 御異議なしと認めます。

よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時1分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査については継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 御異議ございませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、1月22日に予定されております閉会中の委員会についてでございます。

暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

午後1時4分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

1月22日の閉会中の委員会につきましては、
正副委員長に御一任いただくことで御異議ござ
いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それではそのようにいたします。

最後に、その他で何かございませんか。

暫時休憩します。

午後1時4分休憩

午後1時9分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたし
ます。

そのほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上で委員会を閉会
いたします。

午後1時9分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 川 添 博

